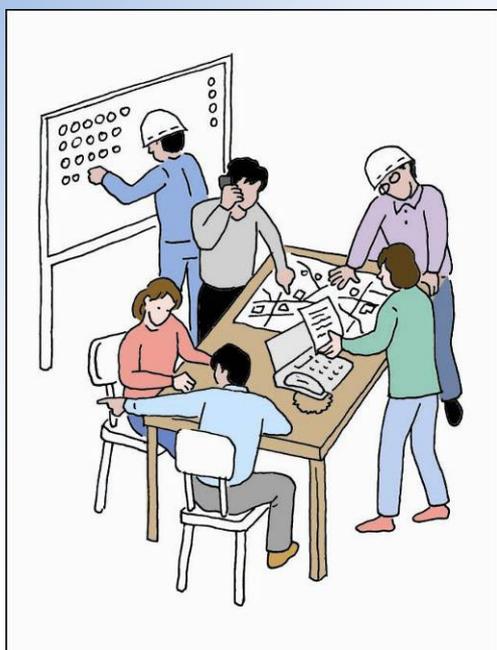


災害協力隊

活動マニュアル

地域防災力向上を目指して



はじめに

江東区では、阪神淡路大震災の教訓等から、平成9年3月に、災害協力隊の防災計画作成の指針となる「災害協力隊活動マニュアル」を発行しました。その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が各地に甚大な被害をもたらしたことから、新たな知見を踏まえ、平成25年3月に江東区地域防災計画の修正を実施しました。併せて、減災を図るため、学校避難所を中心とした地域連携体制を強化し、共助力の更なる向上を目指す「地域防災力向上プロジェクト」を推進しています。

このマニュアルの改訂は、このような本区の取組を踏まえて、災害協力隊の災害時及び平常時における活動内容を整理し、災害協力隊の一層の活動の推進を図るために行うものです。それぞれの災害協力隊では、このマニュアルを参考に、地域の実情や特性を踏まえた活動を推進していただくようお願いします。

なお、このマニュアルは大地震の発生を前提にして作られていますが、水害等の他の災害においても、このマニュアルを参考に対応していただければ幸いです。

平成26年1月
江東区防災課

■ 地域防災力向上プロジェクトの概要

施策の目的 減災を図るため、学校避難所を中心とした地域連携体制を強化し、共助力の更なる向上を目指す。

1. 現状と課題

- 25年度より中学校も拠点避難所となるため、災害協力隊の新たな割振りが必要
- 災害時の具体的な活動体制の整備が必要
- 区、学校、地域などの災害時連携体制が不十分
- 高齢者や障害者等の避難支援が大きな課題
- 災害時の役割分担が不明確
- 災害協力隊（構成員）の高齢化が課題

2. 取組みの方向性

《地域防災力（共助力）の強化》

- (1) 災害協力隊の活動拠点を明確にする
- (2) 学校を中心とした災害時連携体制をつくる
- (3) 要援護者の避難支援体制をつくる

(1) 災害協力隊の指定避難所の再編

- 災害協力隊の指定避難所の再編を行い発災時の混乱をさける。

《再編の概要》

- ・通学区域や距離を基本に、協力隊の割当て校の再編を行う
- ・各指定避難所での役割分担を確認する

(2)の連絡会の参加

(2) 学校避難所運営協力本部 連絡会の開催

- 避難所での役割分担を明確にして円滑な運営等を目指す。

《連絡会の概要》

- ◎関係者により災害時の応急対応の基本事項を整理・確認する

主催者：各本部長（学校長）

参加者：学校・区・災害協力隊・消防団・PTA 他

整理内容：○役割分担 ○初動対応の手順やルール

○平時の事前対策 ○その他の必要事項

開催回数：必要に応じ（年1回程度）開催

(3) 個別避難支援プラン（江東区モデル）の導入

- 災害時要援護者避難支援プランを体系づけ減災につなげる。

《個別避難支援プランの概要》

- ◎避難所を中心に近隣住人の安否確認など救援活動にあたる
 - ・区の抽出名簿や登録制度等により対象者を把握する
 - ・学校に対象者名簿を置き、発災時に活用する
 - ・学校に参集した参加者を募り救援班を編成する
 - ・名簿を活用し、防災カルテ事業など予防活動を充実させる

もくじ

第1章	災害協力隊とは	
	1 災害協力隊の必要性	3
	2 災害協力隊の役割	4
	3 基本的な組織体制	5
第2章	発災時の活動内容	
2-1	応急活動期	9
	1 拠点避難所への参集（本部の設置）〈本部〉	10
	2 情報収集と伝達〈情報班〉	11
	3 救出救護活動〈救出救護班〉	12
	4 初期消火活動〈防火班（消火隊）〉	13
	5 大規模火災等からの避難〈避難誘導班〉	14
	6 避難行動要支援者の避難支援〈避難支援者〉	18
2-2	被災生活期	19
	1 避難所の設置に関して（区の計画）	19
	2 学校避難所運営協力本部	20
	3 避難所における情報連絡	22
	4 避難者名簿づくり	23
	5 避難所の使い方・ルールづくり	25
	6 資機材の設置	28
	7 物資の管理と配給	29
	8 被災地域への対応	31
第3章	平常時の活動内容	
	1 防災知識の普及・啓発	36
	2 防災資機材等の整備	37
	3 防災訓練の実施	38
	4 現状把握と防災計画の作成	41
	5 避難行動要支援者対策	43
	6 避難所運営体制の確立	44
参考	災害協力隊防災計画作成モデル	45
	災害協力隊規約（例）	62

第1章 災害協力隊とは

災害時には、地域住民の皆さんが助け合って活動することが大切です。この章では、助け合いの担い手となる「災害協力隊」の考え方について示します。



本マニュアルでは、従来「災害時要援護者」と言われてきた用語を、平成25年に改正された災害対策基本法に倣い、以下のとおり言い換えて使用しています。

(災害時)要配慮者…従来の「災害時要援護者」に該当する用語。高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な人

避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要な人

(災害時) 要配慮者

避難行動要支援者

1 災害協力隊の必要性

防災・減災対策は

- 自助：自分の身は自分で守る
- 共助：住民同士が協力し合う
- 公助：公的機関による救助・支援

の3つが基本であり、これらが有機的に連携することで効果が発揮されます。

大規模な災害が発生した場合、区役所や警察・消防などの防災関係機関は全力を注いで対応しますが、各機関や職員自身が被災してしまうことも予想され、そうすると十分な応急活動はできません。

こうした状況下で被害を最小限に留めるためには、地域住民同士が互いに助け合って活動すること（共助）が大切です。

そこで江東区では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づいて、地域住民が力を合わせ、区、消防等の関係機関と協力しながら地域の安全を図ることを目的とした自主防災組織を「災害協力隊」と命名し、その結成と活動を支援しています。

コラム 法律上の位置づけ

自主防災組織は、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、その活動の促進が災害対策の基本理念に（第2条の2第2号）、組織の充実が市（区）町村の責務として（第5条）規定されています。



2 災害協力隊の役割

災害協力隊は、平常時には地域住民への防災知識の普及や啓発、資機材の整備、防災訓練、地域の現状把握等を行い、災害に備えます。災害時には初期消火や被災者の救出・救護、情報収集、避難所の運営といった、重要な役割を担います。

■災害協力隊の活動内容

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及・啓発 ・ 防災資機材等の点検・整備 ・ 防災訓練の実施 ・ 地域の現状把握 ・ 災害時要配慮者(主に避難行動要支援者)対策 ・ 防災計画の作成 ・ 避難所運営体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火 ・ 被災住民の救出・救護 ・ 情報の収集・伝達 ・ 避難誘導 ・ 給食・給水活動 ・ 避難所運営の協力 ・ 災害時要配慮者(主に避難行動要支援者)支援

■発災後の時間経過と活動イメージ

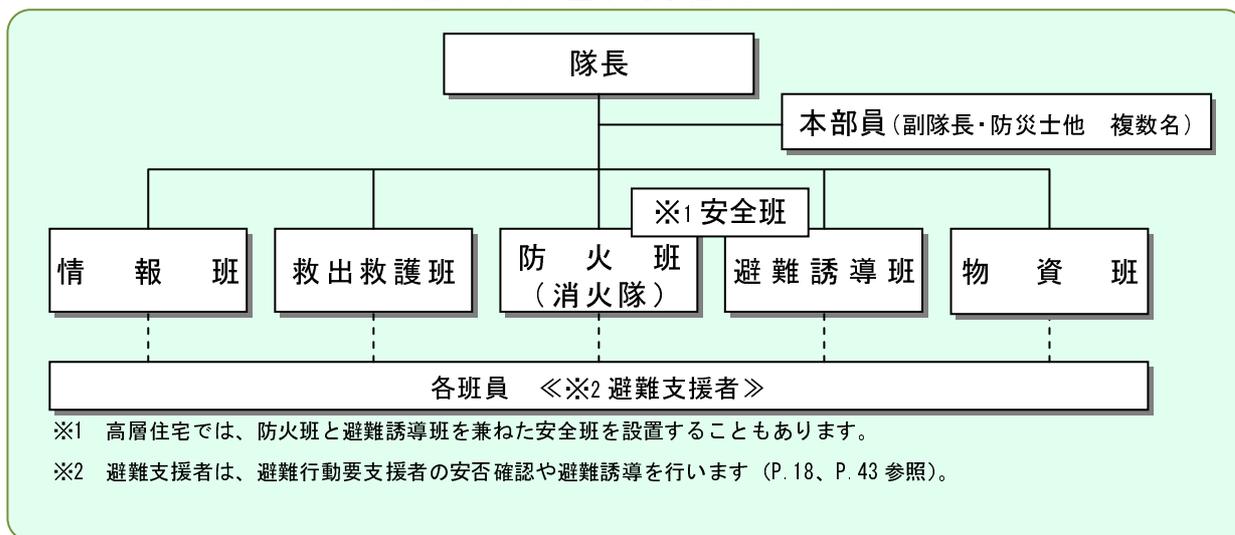
時間経過	個人・家庭の行動	災害協力隊の活動
0分 地震発生 ----- 1～3分 揺れがおさまる	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず身を守る ・ 火元の確認・初期消火（ガスの元栓を閉め、電気のスイッチ・ブレーカーを切る） ・ ドアや窓を開ける（非常口の確保） ・ 家族の安全確認 ・ 靴・スリッパを履く 	
3～10分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所に声をかけ、状況を確認 ・ 火災を発見したら大声で知らせる ・ 漏電、ガス漏れ、余震に注意 ・ ラジオ等で情報収集（デマに注意） ・ 車は使わない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所で助け合い（けが人はいないか、災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）は無事か） 
10分～数時間 火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・救出活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点避難所への参集(本部の設置) ● 防火班(消火隊)による初期消火活動 ● 救出救護班による救出活動 ● 避難行動要支援者の避難支援
～数日 避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協力隊に協力して秩序ある避難生活 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営協力

3 基本的な組織体制

(1) 組織の編成

災害協力隊の組織体制の基本的な例を示します。地域の実情や特性に応じた班編成を検討してください。

■災害協力隊の基本的な組織体制（例）



(2) 組織の役割

必要な役割	平常時の活動	災害時の活動 (主に拠点避難所(小中学校)を活動拠点とする)	
本部	①組織の編成 ②防災計画の作成・更新 ③各班の運営指導 ④防災活動の企画・運営 ⑤区や防災関係機関との連絡調整 ⑥災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）の把握	①拠点避難所への参集（本部の設置） ②被害状況の全体把握 ③各班の調整・指示 ④区や関係機関との連絡調整	
情報班	①防災知識の普及・啓発 ②情報収集・伝達訓練の実施	①被害状況の把握 ②住民への情報伝達・注意喚起	
救出救護班	①防災資機材等の整備・点検 ②救出・救護訓練の実施	①負傷者の救出・救護 ②救護所設置の協力	
(安全班)	防火班 (消火隊)	①家庭への安全対策の指導 ②消火訓練の実施	①初期消火 ②出火防止
	避難誘導班	①避難経路の点検 ②避難訓練の実施	①避難経路の安全確認 ②避難誘導 ③避難場所等での誘導・整理
物資班	①水・食料等の備蓄・管理 ②炊出し訓練の実施	①物資の調達・配給 ②炊出し	
<<避難支援者>>	避難行動要支援者への声掛け	避難行動要支援者の安否確認、避難支援	

(3) 組織編成のポイント

災害協力隊は、一般的に町会や自治会、管理組合の一部として組織されていることが多いため、役員の兼務や充て職になりがちです。国会との連携という意味においては良いことですが、災害協力隊の業務にまで手が回らなかったり、役員が短期間で改選されてしまうことで防災の業務が引き継がれず、災害協力隊の活動が停滞してしまうことがあります。

活動の継続・活性化には、①防災リーダーの確保、②防災担当者の任期を複数年とすることが大切です。

その他のポイントは以下のとおりです。

- 災害時には、担当者が被災したり、家族の安否確認等で駆け付けられなくなることも予想されます。その場合には、実際に集まった人から緊急的な活動に当たるようにするなど、臨機応変に対応しましょう。
- 世帯数が多い場合は、地区ブロック制を採るなどの実情に合った編成を行きましょう。
- 防災対策を考えるときには男性が中心になりがちですが、女性の視点も大切です。できるだけ多くの女性に参加してもらいましょう。

コラム 防災士の養成

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する資格で、「社会の様々の場で減災と防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する人たち」をいいます。

区では、地域の防災リーダーを養成するために、平成 24 年度から防災士資格取得助成制度を始めています。各災害協力隊に最低 1 名ずつの配置を目指して進めています。

(4) 規約の制定

一般的には、町会や自治会の規約の中で災害協力隊の活動を定めることが多いようです。もし規約が無い場合には、災害協力隊の位置づけや体系、選任方法や役割分担などを明確にした規約を作り、あらかじめみんなで納得しておくことで、災害協力隊の活動は円滑に進みます。規約が無いばかりに、自治会や管理組合国会との意思疎通が上手くできないケースが見られます。

規約を新たに作られる場合は、災害協力隊規約（例）（P.62～）を参考にしてください。

第2章 発災時の活動内容

大地震が発生したときの対応について、発災直後は個人や家庭での対応になりますが、時間の経過に従って災害協力隊を中心とする初動期の対応、さらに避難所に代表される避難生活、という局面に移行していきます。



2-1 応急活動期

ここでは、発災直後の災害協力隊の対応について示します。

この期間は、非常に混乱した状況が予測されるとともに、様々な活動が求められる重要な時期です。各活動に関して実践的な計画を立てていただくように、ポイントを示しています。

本部	1 拠点避難所への参集 (本部の設置)
情報班	2 情報収集と伝達
救出救護班	3 救出救護活動
防火班 (消火隊)	4 初期消火活動
避難誘導班	5 大規模火災等からの避難
避難支援者	6 避難行動要支援者の 避難支援

*この期間の「物資班」の活動には、地域における物資の管理や炊き出しなどがあります。これらの内容は、被災生活期における「7 物資の管理と配給」(P.29)の内容を参考にしてください。

1 拠点避難所への参集（本部の設置）《本部》

（1）拠点避難所への参集（本部の設置）

大地震が発生した場合、隊長・本部員・各班長は、自分や家族の安全を確保した後、地域の防災活動拠点となる拠点避難所（区立小・中学校）に参集します。

【留意事項】

- ・発災直後は、現場での初期消火活動、救出救護活動を優先してください。
- ・延焼火災が発生している場合など、避難が必要な場合は、避難誘導班と協力して住民の避難誘導に努めてください。

*集合住宅は・・・

集合住宅の災害協力隊では、建物内での様々な対応に追われ、地域のことまで手が回らないことが予想されます。しかし、避難所は地域連携の拠点であるほか、情報収集や物資配給の拠点にもなりますので、拠点避難所に本部員や情報班を必ず派遣し、地域の相互協力や情報収集等に努めてください。

コラム 本部は拠点避難所に設置

従来の考え方では、災害協力隊の本部を各地域内の町会（自治会）事務所等に設けることにしていました。しかし、隊員の高齢化や担い手の減少が進んでいる現状や、予想される甚大な被害をかんがみると、災害協力隊個々の力では災害対応に限界があります。そこで、区では、拠点避難所（区立小・中学校）を中心とした地域の連携体制づくりを進めており、災害協力隊の詰所（本部）を拠点避難所に設けることで、人員や情報、支援の集中を図ります。

（2）参集基準

参集に当たっては基準を明確にしておかないと迅速な初動体制が図れません。また、基準を明確にしても、担当者自身が被災したり、区外に外出しているなどして、すぐに集まらないことも予想されます。

そこで、江東区災害対策本部の設置基準に倣い、区内に震度5強以上の地震が発生した場合に自動的に災害協力隊本部を設置し、隊長、本部員、各班長は、自身や家族の安全を確保したのち拠点避難所に参集する、という体制を採ります。

（3）本部の活動

各班長の報告等をもとに状況を把握し、災害協力隊全体の活動を指示します。大規模災害の際は、拠点避難所に参集し、多くの人材の協力を得て活動につなげます。



2 情報収集と伝達《情報班》

(1) 情報収集

隊長・本部員・各班長などは、拠点避難所（本部）に参集する途中、地域を観察し、被害状況を把握します。また、本部は、情報班員を各地区に派遣し、細かな被害状況を収集します。迅速かつ正確に被害情報を把握するために、あらかじめ住宅地図や防災マップを用意しておき、被害箇所や内容をすぐ書き込めるようにしておきましょう。

また、区の防災行政無線や一斉情報配信システム端末、テレビ、ラジオ、インターネットで正確な情報を確認します。東日本大震災では、インターネット上でデマの情報が出回りました。憶測やデマに惑わされないように注意してください。

(2) 区への伝達

災害協力隊が把握した被害状況やそれに伴う関係機関への支援要請・問い合わせなどについては、情報班がとりまとめて本部に伝達します。拠点避難所では、区職員（災害情報連絡員）が、区の災害対策本部や関係機関への連絡を行います。

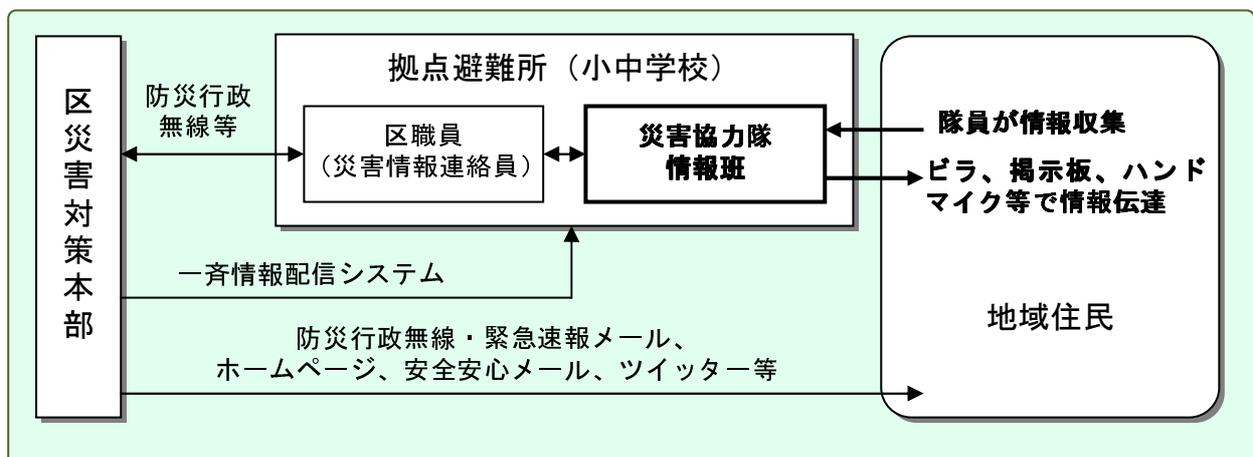
(3) 住民への伝達

情報や指示を地域に伝達するのは情報班の役割です。ビラや掲示板、ハンドマイクなどを活用して地域に伝達します。

なお、避難に関する情報など緊急を要するものは、区が、防災行政無線や緊急速報メールを使って、直接区民に伝達します。他にも、江東区の防災情報は以下のような通信手段で発信されます。

■江東区の防災情報伝達手段

●防災行政無線	●緊急速報メール（エリアメール）
●一斉情報配信システム	●レインボータウンFM（79.2MHz）
●防災関連ツイッター	●東京ベイネットワーク（ケーブルテレビ）
●こうとう安全安心メール	●江東区ホームページ



3 救出救護活動《救出救護班》

(1) 負傷者や生き埋め、閉じ込められている人の発見時の対応

救出救護班は、負傷者や生き埋め者などを直接発見した場合や、本部や情報班から通報を受けた場合は、まず、周囲の人々に声をかけ応援を求め活動要員を確保し、次のような手順で対応します。

1) 人が倒れている場合

- ① 危険な場所にいる場合は、安全な場所に移動させます。
- ② その人の反応を見ながら、気道の確保などの応急処置を行い、最寄りの緊急医療救護所へ搬送します。



2) 人が生き埋めになったり閉じ込められている場合

- ① まず、自分自身の安全を確保する。
- ② 声をかけて安心感を与え、中にいる人数や状態を確認します。
- ③ 複数の人と組んで、周囲の状況を確認しながら、救助用工具等を活用して救助活動を行います。救出後は、最寄りの緊急医療救護所へ搬送します。

(2) 情報の把握と防災関係機関への応援要請

- ① 救出救護班は、負傷者や生き埋め、閉じ込められている人に関する情報（人数・状態など）を収集し、本部に伝達します。
- ② 本部では、その集計とどの時点での情報かを様式にとりまとめます。また、被害箇所については、地域の地図にその位置を示します。
- ③ 区や防災関係機関への応援要請を行う場合は、拠点避難所の区職員（災害情報連絡員）に伝達します。

(3) 区や防災関係機関の役割

組織的な活動では消防署や自衛隊等が中心になりますが、区では、負傷者が多数発生するような事態が起きた場合、医師会などの協力を得て、一部の拠点避難所に緊急医療救護所を設置します。そこでは医師によるトリアージが実施され、軽症者はその場で治療を受け、中等症の人は災害拠点連携病院、重傷者は災害拠点病院に搬送されます。

4 初期消火活動《防火班（消火隊）》

（１）地域ぐるみの消火活動

消火活動は、個人や家庭での初期対応が基本ですが、万一炎上して個人での対応が無理となっても、地域として延焼を阻止することが大切です。特に震災時には同時多発することも予想され、消防署の活動にも限界が出てきます。

- ① 火災を発見したら、まず周囲に大声で出火を知らせるとともに、防火班（消火隊）に声をかけ、消火活動への協力を呼びかけます。同時に、119番通報も試みます。
- ② 地域ぐるみで消火できるのは、火元建物1棟以内の火災規模までです。班員の安全を最優先し、決して無理をしないようにしてください。消防署や消防団が到着したら、その指示に従ってください。
- ③ 消火活動に必要な資機材は、災害協力隊が保有する消火器やスタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、区が設置している街頭消火器の他、近隣の家庭や事業所などに協力を呼びかけて確保します。
- ④ 水利の確保が重要です。消火栓、防火水槽等の場所を、普段から把握しておきましょう。

（２）情報の把握と防災関係機関への応援要請

- ① 防火班（消火隊）は、地域の火災発生状況を本部に報告します。
- ② 本部では、収集した情報をもとに、活動要員や資機材が不足している火災現場はないかなどを確認し、応援要員などを現場へ派遣します。
- ③ 本部は、地域の火災発生状況を消防署に通報、または消防署に伝令を送り伝えます。それが不可能な場合は、拠点避難所の区職員（災害情報連絡員）に伝達します。

コラム 街頭消火器ネットワーク

区では現在、地震等の災害時に火災が発生した際、市街地大火への拡大を防ぐ初期消火器具として使っていただくことを目的に、区内随所に街頭消火器を設置しています。鍵などは無く、いつ誰でも使用できる状態で管理しています。また、平常時では小規模の火災や交通事故等による車両火災に活用しています。

普段から街頭消火器の設置場所がどこなのかを確認して、いざという時に使用できるように心掛けましょう。



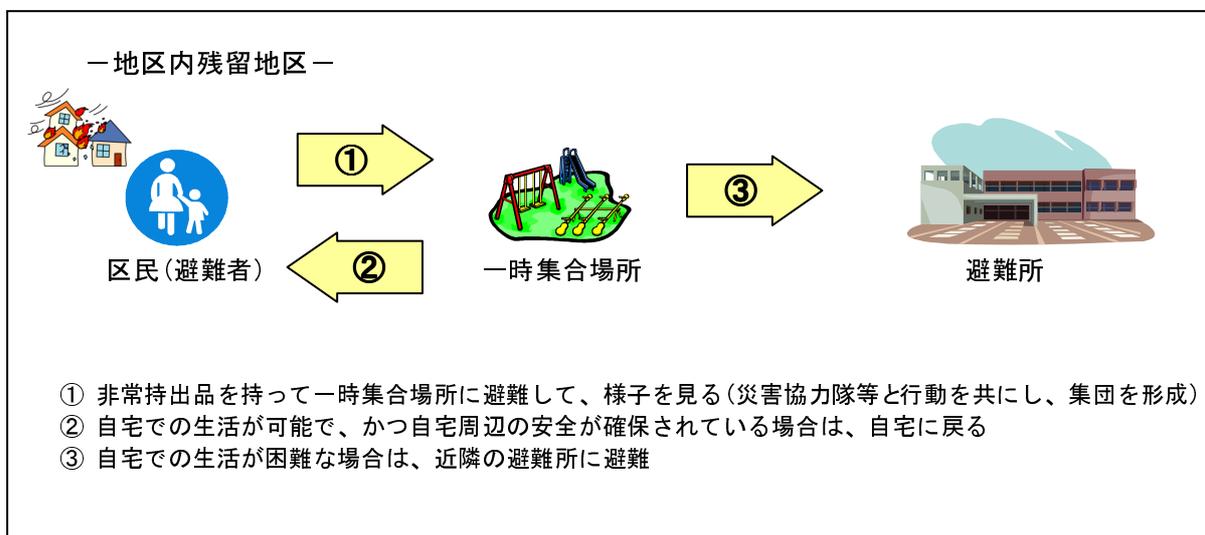
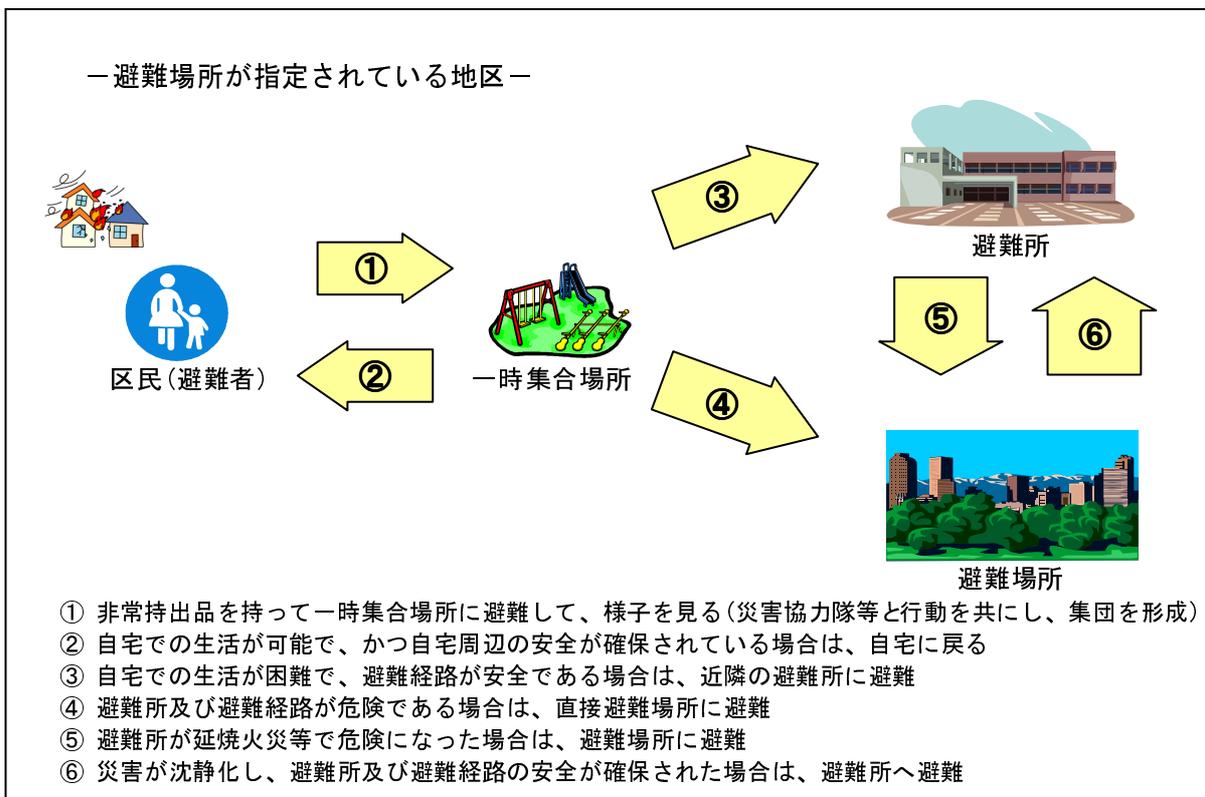
5 大規模火災等からの避難《避難誘導班》

(1) 大規模火災時の避難行動について

自宅が安全で、周囲で延焼のおそれのある火災が発生していない場合は、避難をする必要はありません。

しかし、大火などの危険が迫ってくるような状況では、区は、警察や消防と連携しながら防災行政無線等で避難を呼び掛けることとなります。各災害協力隊では、避難誘導班が中心になり、地域に取り残される人が出ないように、集団で避難します。

■大規模火災発生時の避難の流れ



1) 避難場所と地区内残留地区

避難場所：大地震時に発生する市街地大火から避難者の生命を保護するため、必要な面積を有するオープンスペース。東京都が大規模公園や団地等を指定しています。

地区内残留地区：市街地大火が発生せず、火災が発生しても地区内の近い距離（一区画程度）に退避すれば安全を確保できるため、広域的な避難をする必要がない地区。東京都が指定しています。

避難所と避難場所の定義が異なること、住所ごとに避難場所又は地区内残留地区のいずれかが指定されていること、そして避難所に避難している場合でも、状況によっては避難場所へ再び避難が必要となる可能性があることに注意します。

2) 一時集合場所 いっとき

安全かつ円滑な避難誘導を行うため、近隣の避難者が一時的に集合し、集団を形成するためのオープンスペース。災害協力隊が、近所の公園や学校の校庭、集合住宅であれば敷地内広場等をあらかじめ指定します。

3) 災害協力隊の活動

① 避難の呼びかけ

避難のタイミングについては、次のようなケースがあります。

- 区や消防、警察等から避難勧告・指示があった場合
- 各地区からの情報により、災害協力隊本部で避難の必要があると判断したとき
- 明らかに危険が迫っているような状況（例：大火、ガス漏れなど）

このような時、避難誘導班は、地域に取り残される人が出ないように避難の呼びかけを行い、一時集合場所への誘導を行います。

その際、以下のような点について注意を呼びかけましょう。

- 慌てないこと、焦らないこと。
- 非常持出品を携行し、できるだけ身軽な格好で動きやすいようにすること。
- 電気ブレーカーとガスの元栓の切断を忘れずにすること。



② 一時集合場所からの避難

一時集合場所では、家族や近隣どうしで、また避難誘導班が人員の確認を行い、不明な人がいれば手分けして確認します。確認後、避難誘導班は、目指す避難所の状況や受け入れ体制、避難路の安全性について、先回りして確認しておきましょう。

- 避難者がはぐれないように、隊長や避難誘導班長などが先頭に立って隊旗を掲げ、また、夜間はロープを使い各人がつかまって移動します。
- 高齢者、負傷者、身障者、幼児など支援が必要な人たちに対しては、協力して避難を手助けします。その際、車椅子や担架、リヤカーなどの活用も考えます。
- 避難途上は、道路の陥没、ブロック塀の崩壊、ガラスや看板の落下など様々な危険が考えられます。避難誘導班は、常に避難者とともに周囲の危険箇所を目を配りながら誘導します。ヘルメットや防災頭巾、座布団等で頭を保護するように呼びかけましょう。

③ 避難所に着いたら

- 避難誘導班は、避難所（または避難場所）に到着したら、ばらばらにならないように、まず（学校の場合）校庭に待機させ、出発時の人員が揃っているかどうかを確認します。（校舎の安全が確認されるまで、校舎内に入らないようにします。）
- 避難誘導班は、避難者の人数を伝令で本部に報告します。なお、区の災害情報連絡員がいれば、併せて連絡員にも報告します。
- 本部では、避難所や避難場所ごとに人数を集計します。

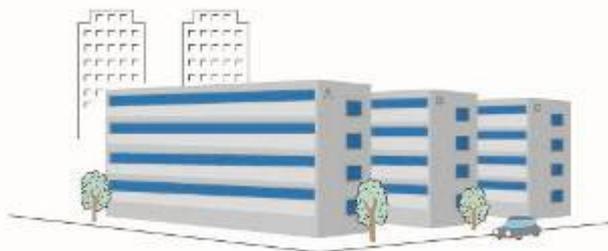
④ 避難所が大火などで危なくなったら

避難所自体が大火などで危なくなった場合には、避難場所へ避難します。避難誘導班は、まず区の災害情報連絡員や学校災害対策本部に確認を行うとともに、担当地域の避難者を確認し、避難の必要性を知らせ、②の手順で避難場所を目指し、誘導します。

⑤ 団地等集合住宅からの避難

団地やマンションなどの集合住宅では、室内に取り残されている人がいないか、住棟から地上への避難が混乱せずできるかなど、特に留意しなければならない点があります。このため、人の確認と誘導を行う避難誘導員を各階ごとに定めておくことが必要です。

万一、閉じ込められている人がいれば、近隣の協力を得てバールなどでドアをこじ開けるなどの対応が必要です。また、避難に関しては、普段から廊下や通路に物を置かないよう注意を呼びかけておくことが大切です。



(2) 津波等による水害対策

1) 江東区の地域特性と津波の被害想定

平成24年4月に発表された都の被害想定では、江東区の津波高は、最大想定とするため元禄型関東地震を採用し、2.55m（海拔、満潮時）とされていますが、東京都の水防施設（堤防・水門等）、海岸保全施設（防潮堤・水門等）の耐震対策により、区では、今後も「津波による大きな被害はない」と判断し、現行の防災対策を基本に推進する方針です。

しかしながら、ゼロメートル地帯を多く有する本区の地域特性や、東日本大震災での津波の被害映像などにより、大きな不安を抱いている区民の不安を払拭するため、団地や企業と「津波等水害時に一時避難できる安心協定」の締結を推進しています。

また、地震をはじめ、200年に1度といわれる荒川氾濫や、近年の異常気象（ゲリラ豪雨・高潮等）など、自然現象は人知を超える場合もあるため、万が一の水害に備えて、以下のとおり一時避難の方法を示します。

2) 水害時等の一時避難の方法

① 時間的余裕がない場合

大津波警報発表時や、大地震によって堤防等が決壊した場合は、避難する時間的余裕（目安はおおむね3時間程度）がない。

- 低層階の家屋にお住まいの方は、至急、区立小・中学校をはじめとする近隣の公共施設や協定を締結している一時避難施設など、堅牢な建物の3階以上へ避難する。
- 集合住宅など堅牢な建物の3階以上にお住まいの方は、そのままご自宅に留まる。
（浸水の長期化を視野に入れ、普段から生活用品や飲料水、食料品など相当量の備蓄品を準備しておくことが重要となる。）

② 時間的余裕がある場合

異常気象等による河川の氾濫など、洪水に至るまでには、何日も大雨が降り続くなど気象情報が随時報告されるため、大雨洪水注意報や警報、また河川の警戒水域に達する、あるいは避難勧告を出すに至るまでには時間的余裕がある。

- 事前に影響の少ない地域（親戚や知人の家など）へ避難する。
- 事前に南部の埋立地（区内における高台）へ避難する。
※集合住宅など堅牢な建物の3階以上にお住まいの方も、浸水が長期化すると孤立してしまう場合があるため、浸水の影響のない地区へ避難する。

6 避難行動要支援者の避難支援《避難支援者》

(1) 避難行動要支援者の安否確認

避難支援者は、自身及び家族の安全を確保した後、災害協力隊独自の名簿や、区から提供された※避難行動要支援者名簿・個別（支援）計画をもとに、直接担当する要支援者の安否確認を行います。

安否確認の実施に当たっては、可能な限り本部に安否確認開始の連絡を入れ、終了後は結果報告を行います。

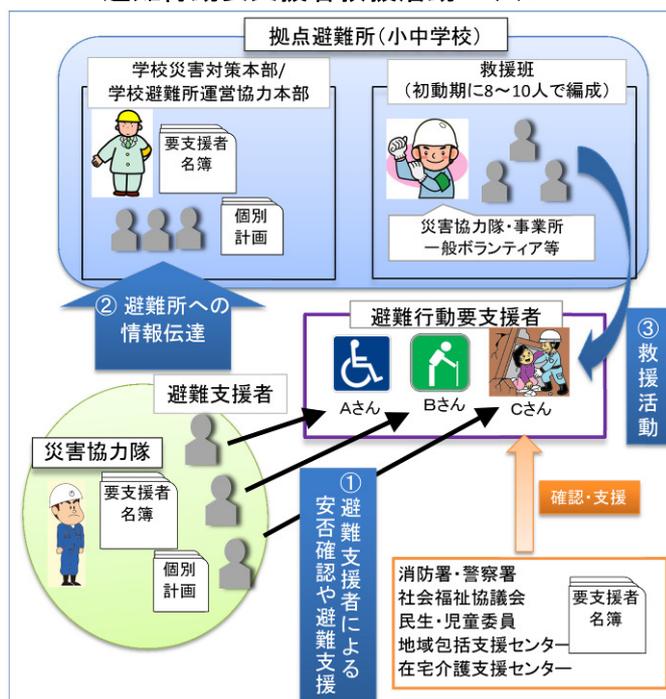
安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び本部に対して消火又は救助を要請するとともに、周囲に応援を求めます。応援が到着するまで応急対応を行い、到着後は安否確認を継続してください。

※避難行動要支援者名簿と個別（支援）計画についてはP.43 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難が必要な場合、避難支援者は、前述（P.14～）の「5 大規模火災等からの避難《避難誘導班》」の手順に従って、要支援者家族の協力を得ながら避難します。

■ 避難行動要支援者救援活動モデル



コラム 一番困っている人は？

災害時の人材や資源が限られた状況においては、被災者全員の公平性だけを重視することは困難であり、被災状況や介助者の有無、障害の種類・程度、性別、家族の状況など様々な事情を考慮して優先順位をつける必要性も出てきます。「一番困っている人」から柔軟かつ機敏に、そして臨機応変に対応しなければなりません。

2-2 被災生活期

この「被災生活」とは、震災後の避難所や自宅での生活のことです。ここでは、主として拠点避難所における災害協力隊の役割と避難所の運営方法を示します。また、自宅で生活を続ける人たちがとるべき方法や、地域巡回のあり方などについても示しています。

1 避難所の設置に関して（区の計画）

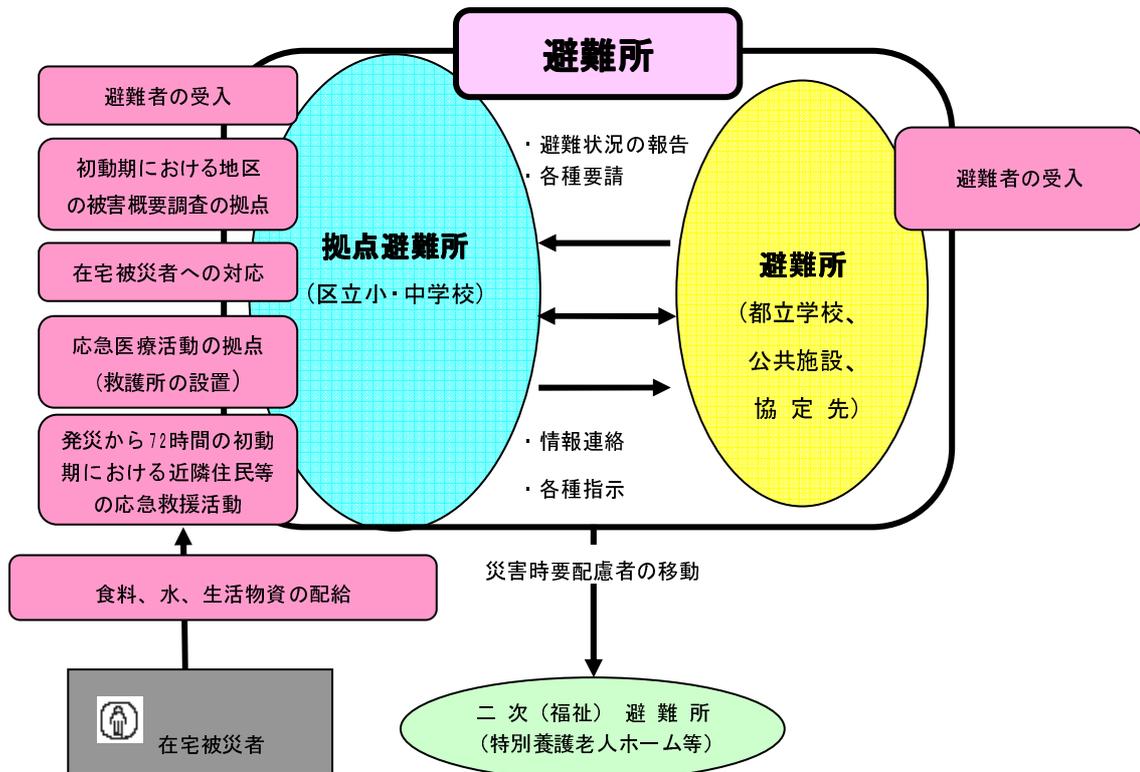
(1) 避難所とは

避難所は、災害によって住居を失った方や被害を受けるおそれがある方が一時的に生活する場所です。区では、区立小・中学校や都立高校などの公共施設と、避難所協定を締結している民間施設等を避難所に指定しており、被害の程度に応じて、原則①区立小・中学校→②都立高校→③その他の公共施設→④民間施設の順に開設します。

コラム 拠点避難所

区では、避難所のうち区立小・中学校を「拠点避難所」として指定しています（平成 25 年度から区立中学校を拠点避難所化）。拠点避難所は、避難所のうち最初に開設され、通信機能を有することから、地域における情報収集等の活動拠点になります。

■ 避難所の考え方



(2) 災害協力隊の指定避難所の再編

平成 25 年度から、区立中学校を拠点避難所化したことに伴い、通学区域や距離を基本に、災害協力隊の割当ての再編を行いました。ただし、これは、指定外の避難所の利用を妨げるものではありません。

2 学校避難所運営協力本部

(1) 学校避難所運営協力本部の組織体制

各拠点避難所では、学校、区、災害協力隊、ボランティアなどの代表者からなる「学校避難所運営協力本部」を設置し、連携を図ります（下図参照）。

組織には女性等の多様な主体に加わってもらい、それぞれのニーズを反映できる体制づくりが必要です。

1) 学校

- ① 開設時（初動期）において避難所運営の中心を担い、学校長（本部長）の指揮のもと、総務情報、避難所、救護衛生、給食物資の各担当を設けて、対応にあたる。これらの各担当には、災害協力隊の協力を呼びかける。
- ② 施設管理者という立場では、施設の点検と、各部屋、設備の活用方法について、災害協力隊や避難者に助言する。

2) 区（区派遣職員）

- ① 区災害対策本部との連絡調整、避難所運営全体の調整を担当する。

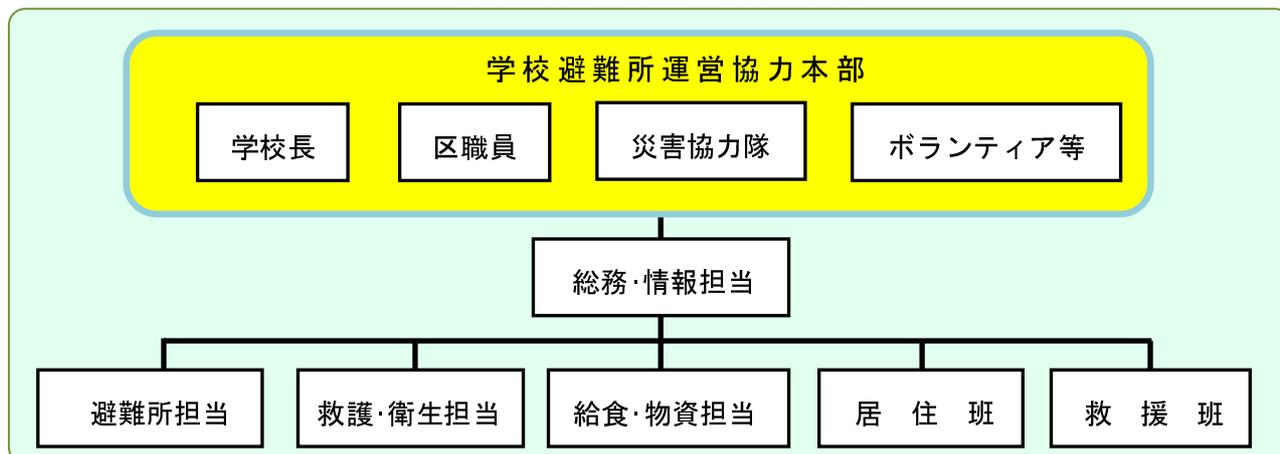
3) 災害協力隊

- ① 割り振られた担当業務について、積極的に協力する。
- ② 学校教職員の不在時には、事前に決められた役割分担に従って主体的に活動する。
- ③ 避難所の部屋（教室等）ごとに居住班を組織し、避難者一人ひとりへの対応を行う。各居住班ではリーダーを選出し、運営本部や各活動担当との連絡や調整などを行う。
- ④ 避難所の運営主体は、避難者の自立を促すためにも、徐々に学校側から災害協力隊に移行していくことが望ましい。

4) ボランティア等

- ① 運営協力本部が行う各種活動に協力する。

■学校避難所運営協力本部の組織図



(2) 避難所運営に必要な役割

避難所の運営には、膨大な仕事をこなすためにも、また、地域の人々をよく知っているという点でも、災害協力隊の協力が不可欠です。

■ 避難所運営と災害協力隊の関わり

必要な役割	活 動 内 容	災害協力隊の関わり方(例)
総務・情報 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営本部会議の開催 ・ 避難所の状況、避難者情報の把握 ・ 区との連絡調整 ・ 避難者名簿の作成と管理 ・ 外部からの問い合わせ、面接等の受付 ・ ボランティアの受入れ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">隊長・本部員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">情報班</div>
避難所 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の誘導・整理、部屋割り調整 ・ 施設内共有空間の清掃と整理 ・ 立入禁止区域、施設の設定と提示 ・ 避難所生活の基本ルールの作成 ・ 防火・防犯等の見回り 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">防火班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">避難誘導班</div>
救護・衛生 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所の設置と活動支援 ・ 負傷者の搬送と救護 ・ 避難所内の高齢者等災害時要配慮者の発見 ・ トイレ・ゴミ集積所の確保・設置、衛生管理 ・ ペットの管理と指導 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">救出救護班</div>
給食・物資 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、生活用水の確保及び配給 ・ 備蓄物資の配給及び管理 ・ 救援物資の受入、整理、分類及び管理 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">物資班</div>
居住班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者情報(人数・名簿内容)の把握 ・ 各居室の管理(防火・防犯、整理及び整頓等) ・ 居住者の要望のとりまとめ、居住者への情報伝達 ・ 物資の配給 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">避難者</div>
救援班	近隣住民等の応急救援活動支援 (発災から概ね 72 時間程度の初期対応時)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">防火班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">避難誘導班</div>

(3) 運営本部会議の開催

各担当業務の報告や調整、連絡事項の伝達、その他重要事項に関して、各担当の代表者全員で確認や検討する場として、定刻に運営本部会議を開くことも必要です。

開催頻度の目安は、例えば下記のとおりです。

- ① 開設直後 : 避難者の動きに変化が多いため、適宜開催
- ② 約 1 週間後 : 毎日 1 回
- ③ さらに 2～3 週間後 : 必要に応じて

3 避難所における情報連絡

(1) 避難所内における情報の収集と伝達

1) 情報の収集手順

- ① 避難者情報（次ページ参照）のほか、避難者からの問い合わせや要望は、各部屋単位で居住班リーダーがとりまとめ、運営本部会議で報告します。
- ② 緊急を要する場合は、その都度、居住班リーダーが総務情報担当に伝達します。その際、口頭だけでなく、メモや文書で伝えることが大切です。

2) 情報の伝達手順

- ① 運営本部会議で決定した事項や区などからのお知らせ、その他生活関連情報は、総務情報担当または居住班リーダーが避難者に報告します。
 - ・総務情報担当は、全員が情報を共有できるように、併せて掲示板に発表します。
 - ・居住班リーダーは、避難者への呼びかけや回覧、掲示により伝達します。
- ② 緊急を要する場合は、校内放送の活用や施設内の巡回により、広報します。

(2) 区や防災関係機関との連絡

避難所運営本部の区派遣職員が、避難所と区や防災関係機関との情報連絡の窓口になります。区派遣職員への連絡を行うのは、総務情報担当の役割です。

- ① 定期的な報告は、運営本部会議で行います。
- ② 緊急を要する場合は、随時、直接伝達します。メモを手渡すようにすると確実です。

(3) 総務・情報担当者会議の開催（拠点避難所以外の避難所との連携）

避難者が多数発生した場合、区立小・中学校（拠点避難所）だけでなく、その他公共施設も避難所になりますが、情報連絡用の無線機が配備されているのは拠点避難所です。したがって、避難所間の情報の格差をできるだけ無くすために、次のような体制をとります。

1) 総務・情報担当者会議の開催

1日1回程度、拠点避難所では、定期的に各避難所の総務情報担当者が集まり、会議を開催します。そこで、区や関係機関からの情報や避難所からの要望などの情報交換を行い、状況を確認しあいます。

2) 緊急の要望・問合せがある場合

その都度、拠点避難所に各避難所の総務情報担当が駆け付け、連絡します。

4 避難者名簿づくり

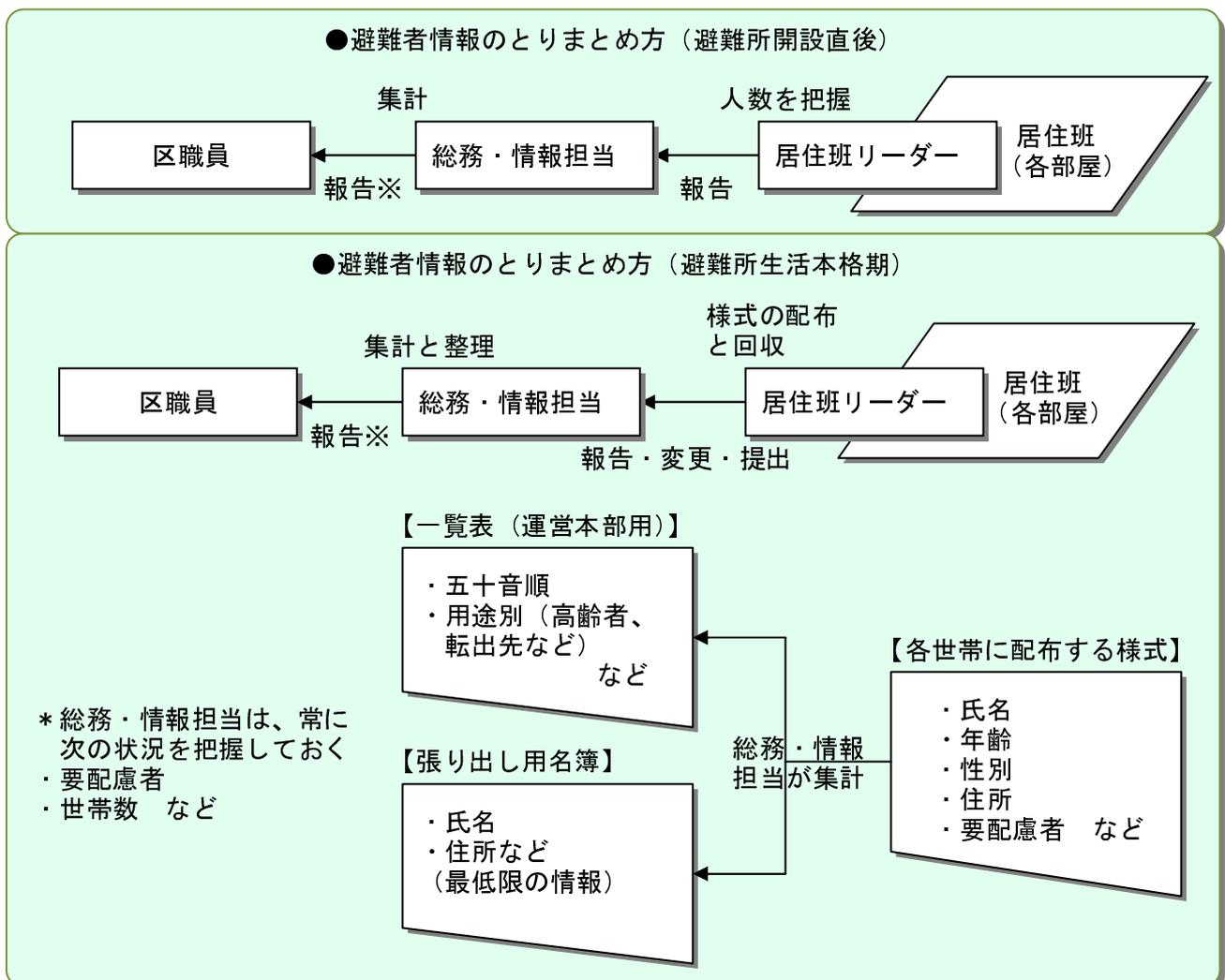
食料等の物資の必要数の確認、家族や親戚、知人の安否確認への対応のため、名簿づくりは、できるだけ早い時期が望まれます。避難者の年齢や性別を把握しておくことは、食料や生活用品の配給や仕分けにとって重要です。例えば、乳幼児にはミルクや紙おむつ、女性には生理用品などが必要とされます。高齢者や体の不自由な方など要配慮者についても把握しておきましょう。

(1) 避難者カードの取りまとめ

避難者には世帯別に「避難者カード(次ページ参照)」を記入してもらい、それを基に避難所全体での「避難者名簿(次ページ参照)」を作成します。

避難者カードの記入項目としては、「住所」「連絡先」「氏名(フリガナ)」「続柄」「性別」「年齢」等ですが、その他にも援助の必要(手話通訳、医療、アレルギー等)や注意してほしい点、避難所運営に役立つような資格やスキル等についても記入してもらいます。

■避難者情報の整理



※この報告に関しては、小中学校(拠点避難所)以外の避難所では、総務情報担当者は、最寄りの拠点避難所に伝令として駆け付けることになります。

5 避難所の使い方・ルールづくり

運営本部は、次の注意点を念頭に置きながら施設内の利用方法を設定し、避難者に周知しておく必要があります。

ルールづくりにあたっては、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえるよう配慮します。

(1) スペースの区割り

1) 避難者立入禁止区域の設定

施設運営上、必要な場所については立入禁止区域として設定する。(例)施設長室、職員室、ボイラー室等

2) 避難者用居住スペースの設置

居住用として定めたスペースには、あらかじめ世帯単位で住所別に部屋割りすることが望ましい。

居住空間の部屋割りは間仕切り(数が足りない場合はテープ等)を用いて、居住スペースと通路を区分する。また、後の施設運営を考慮しながら、会議室や多目的室等、平常時の使用頻度が比較的少ないスペースを居住スペースとして優先使用することも検討する。

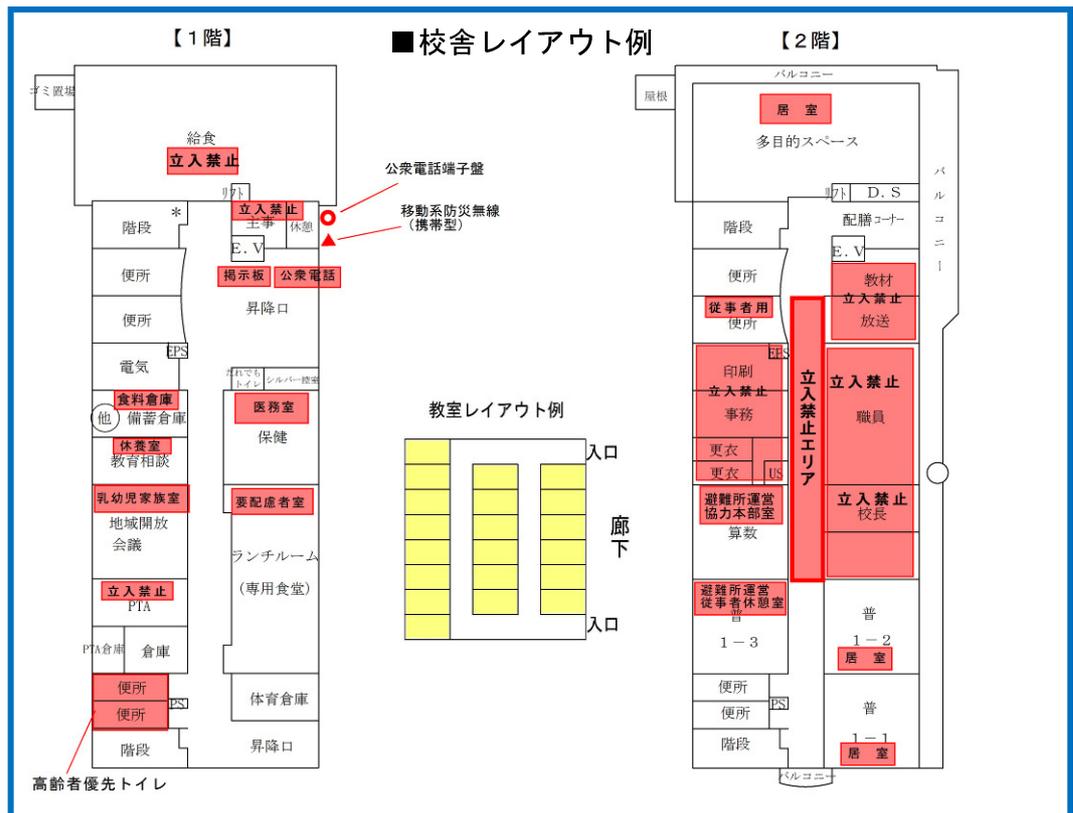
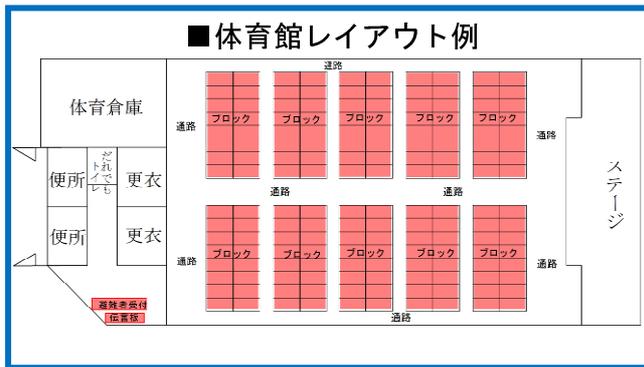
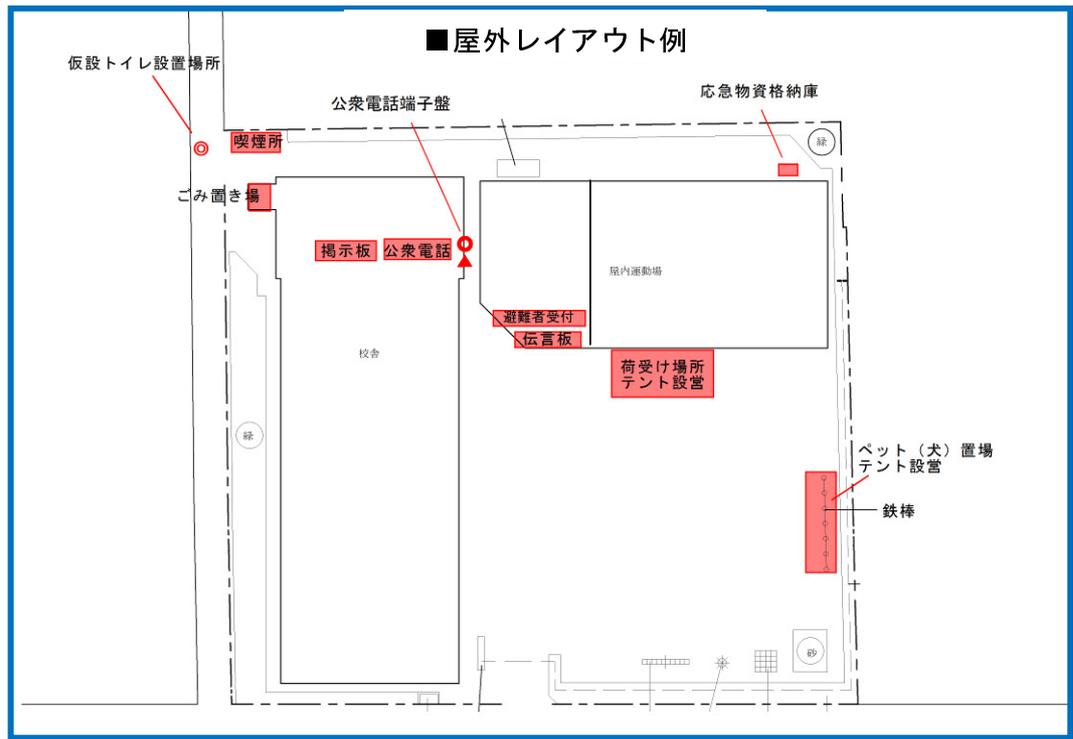
3) 共有スペースの設置

避難者及び施設職員が使用する共有スペースとして、下表のようなものが想定される。設置にあたっては、使い勝手、衛生面、防犯面、プライバシー保護等を重点的に考慮し、避難者収容後のトラブル防止に努める。

■想定される共有スペース

スペースの用途	設置にあたっての考え方
避難所運営本部室	地域開放を原則とし、会議室等にも使用
情報掲示板	避難者が見やすいように、1階入口付近に設置
受付	避難者及び避難者を訪れる方の受付を行う
物資置場	外部からトラックなどが入り易い場所や空いた倉庫等を利用
応急手当用スペース	救護活動に適した場所を利用
災害時特設公衆電話	正面玄関付近。区立小中学校には既に配線を敷設済
仮設トイレ	目立たない屋外や東京都下水道局指定のマンホール上を利用
ごみ置き場	居住スペースから遠い屋外(できれば雨が凌げる場所)に設置し、分別方法を指定
動物避難場所	し尿や鳴き声に注意し、建物から離れた場所に設置
更衣室	男女別に、居住スペースから至近の場所に設置
配給所	多くの人が列を成す可能性も考慮し、物資置場の付近に設置
ボランティアルーム	避難所運営本部室付近へ設置

※上記スペースの他、談話室・面会室・洗濯場・物干し場・給水場・学習室・喫煙所・遺失物に関する相談窓口・貴重品預かり所・駐輪場等の設置も、状況に応じて想定される。



(2) 生活のルールづくり

避難所は、まさに集団生活です。生活のしかたやお互いが守らなければならない事柄については、ルールをつくり、不満やトラブルが発生しないようにすることが大切です。

■ 避難所生活ルール（例）

1 生活の時間

起床時間 6時、消灯時間 21時

食事時間 7時、12時、18時

清掃時間 毎朝9時から全員で行う

2 生活の基本

- ① 各部屋で班長を決め、各人に要望がある場合は、班長から学校避難所運営協力本部会議に付議する。
- ② 喫煙場所、ゴミ置場など共有スペースの使い方を守り、また立入禁止区域には許可無く入らない。
- ③ 外出する時や、避難所を退所する場合は必ず届け出る。
- ④ ペットは校舎内に入れない。
- ⑤ 校舎内は火気厳禁。
- ⑥ 携帯電話は指定の場所で使用し、消灯時には電源を切るかマナーモードに設定する。



3 配給食料・物資

- ① 配給食料・物資は、全員に配給できるまで配給しない。どうしても配給する場合は、学校避難所運営協力本部会議で決定する。
- ② 食料等の優先順は、1) 校舎内の人、2) 近隣の人、とする。

4 トイレ

- ① できるだけ1階を使用する。
- ② 汚物は水で流し、紙類は別に処理する。

（「江東区学校防災マニュアル 平成25年3月改訂」より）

(3) 避難者への周知

避難所でのルールや、最新の情報を避難者に周知するためには、避難所の出入り口付近等の分かりやすい場所に掲示板を設置する必要があります。また、内容によっては、館内放送を利用したり、居住班を介して避難者に直接伝えることも必要です。



6 資機材の設置

避難者の生活に密着したのから各種資機材を準備し、設置作業を行います。以下に代表的な資機材を列挙します。

(1) 水道設備の設置

1) 受水槽直結給水管の設置

停電時は、1階に設置されている受水槽から直接水をくみ出します。

※電気設備が使用可能な場合、受水槽から揚水ポンプで屋上の高置水槽に水が汲み上げられ、洗面所等に水が供給されます。



2) ろ水機の設置

手洗いや食器洗い等の生活用水の確保のために、ろ水機を設置します。プールの水をろ過します。

ほかには、1) 区内給水所や応急給水槽での給水活動、2) 区備蓄の造水機による給水活動が考えられます。



(2) 仮設トイレの設置

施設の水洗トイレについて使用の可否を確認し、通常の使用が不可能の場合は、流すための水の確保や仮設トイレの設置について検討します。仮設トイレは、原則区が備蓄しているものを設置します。

なお、設置に当たっては、プライバシー保護・防犯等を考慮しながら設置場所を検討します。



(3) 電話の設置

発災直後は固定電話・携帯電話ともに繋がりにくくなり、不安が増すと考えられます。学校には「災害時特設公衆電話」の設備があります。



(4) 発電機の設置

停電している場合は発電機を設置します。燃料は、備蓄しているガソリン缶詰を使用します。



7 物資の管理と配給

(1) 物資の調達

区災害対策本部を通しての調達が基本となります。
給食物資担当が、品目（種類）、必要数量（各居住班リーダーが申請）、毎日必要とするものかどうか、緊急性などを整理し、運営本部会議において報告します。



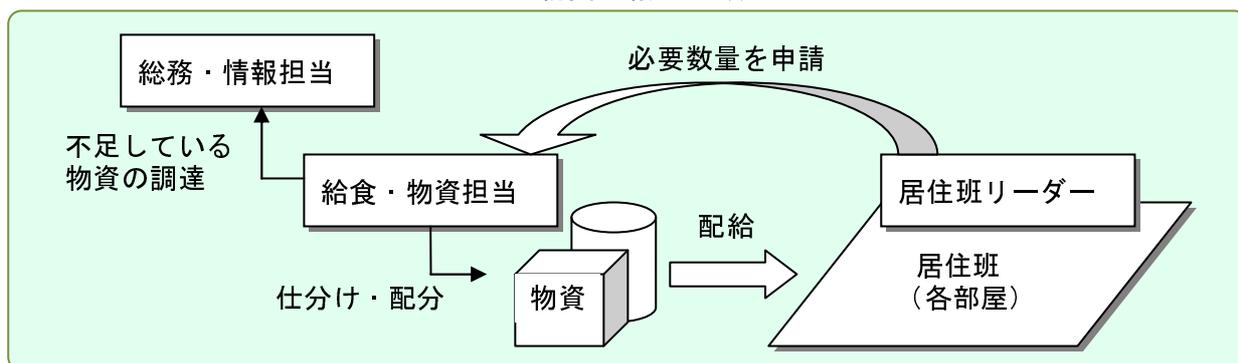
(2) 物資の管理

届いた物資は、一旦決められた場所に保管し、品目・数量を確認します。

(3) 物資の配給

- ① 居住班リーダーの申請に基づいて給食物資担当が必要量を配分し、居住班リーダーに渡します。
- ② 下着や古着等大きさが限定されるもの、その他特殊なものについては、品目を明記の上、玄関や廊下に並べ、必要な避難者に自由に取ってもらう方法を採用します。
- ③ 物資の配給は、平等を原則とします。ただし、数量が明らかに足りない場合には、高齢者や子供を優先して配布することも考えます。
- ④ 避難者に混乱（「食料が十分に無く早い者勝ち」との噂が流れることによる不安感等）や不公平感（避難所近隣の自宅で生活している人が、食料だけ避難所に取りに来ることへの不満等）がおきないように注意し、必要に応じて 1) 施設内の人、2) 近隣の人、のように、配布する順位を明確に付すことも考慮します。

■ 物資配給の手順



(4) 炊き出し

炊き出しには多大な労力を必要とします。できるだけ避難者全員に協力を呼びかけて一部の人が作業が集中しないよう配慮するとともに、ボランティアの支援を有効に利用することも必要です。

- ① 基本的に屋外で実施します。ただし、調理の下準備などを行うために、別途、屋内に調理室を設けることも必要です。
- ② 衛生管理について十分に配慮することが必要です。

(参考) 学校避難所備蓄品リスト

学校災害応急物資格納庫内

品名	数量
浄水装置（ろ水機）	1台
発電機（定格3000W/100V）	1台
アルミ皿	120枚
ポリタンク10L	10個
伸縮式ポリタンク5L	12個
さらし布	2枚
ポリ袋	100枚
ローソク	20本
マッチ	50個
簡易便器（耐水ダンボール製）	30個
簡易便器（プラスチック製）	20個
飲料用組立水槽	1台
照明器具（投光器）	2個
照明器具（蛍光灯36W）	6組
コードリール	2個
トイレトーパー	72巻
災害用煮炊きバーナー兼暖房機セット（灯油式）	2組
多機能ラジオ	2個
ガソリン缶詰（1ℓ×4缶入）	2箱
灯油缶詰（1ℓ×8缶入）	1箱
避難所用テント（ワンタッチ式）	—
避難所ボックス 【内容】避難所日誌20枚、避難所台帳5枚、避難収容者世帯票500枚、避難所用物品の受払簿20枚、配給物資受払簿20枚、シャープペンシル3本、替芯1個、USB（様式データ格納）1本、ファイル1冊	1箱

備蓄倉庫内

品名	数量
<i>必ず入っているもの</i>	
クラッカー	2,100食
アルファ化米（五目御飯）	1,000食
アルファ化米（白米）	1,000食
仮設トイレ（テント式）	2基
仮設トイレ（パネル式）	2基
仮設トイレ（自動ラップ方式）	1基
ポケットティッシュ	1,280個
<i>倉庫の大きさによって入っているもの</i>	
毛布	—
ゴザ	—
ビニールシート	—
リヤカー	—
ビニールバケツ（3L）	—
割り箸	—
アルミ皿	—
ポリコップ	—

8 被災地域への対応

震災後には、倒壊や焼失などの被害を免れて自宅での生活を続ける人たち（在宅被災者）も数多く存在するものと予想されます。しかし、ライフラインや物流のストップにより普段どおりの生活はとてできません。その人たちもまさに被災者になるわけです。

ここでは、そうした地域に残っている人たちにとるべき措置やその人たちへの対応、さらには、被災地域に対する主な活動などについて示します。

（1）在宅被災者への物資の供給

1）物資の供給拠点

在宅被災者にとっても、水や食料など生活に必要なものの確保は、困難を極めます。区では、避難所を、避難所生活者だけでなく在宅被災者への物資の配給拠点として位置づけています。

2）物資の配給上の留意点

避難所には、当然たくさんの避難者が生活しています。ともすれば、避難所外からやってくる人たちと物資の配給をめぐる、トラブルが発生することも心配されます。

そこで、物資配給時における混乱を防止するための対応例について示します。

① 配給受付窓口の明確化

物資の配給場所や受付を明確に区分けし、並ぶ位置なども決めます。その際、看板や貼り紙で、場所を認識させます。特に、在宅被災者の方々には、その時点で配給できる数などを示し、供給物資にも限りがあることに対する理解を求めることも必要です。

② 配給時間の設定

避難生活者と在宅被災者の物資配給の時間に差を設けて混乱を防ぐのも1つの方法です。

予想される混乱を少なくするために、まずは日頃から各家庭で備蓄しておくこと、そして、避難の必要が生じた際は必ず非常持出品を携行することが大切です。



(2) 在宅被災者の情報収集・伝達

避難所は、物資の配給拠点だけでなく、情報の拠点でもあります。区や関係機関からの情報やお知らせも掲示されます。在宅被災者にとっても、最新の情報収集は欠かせません。避難所に行けば正しい情報が得られること、問い合わせや要望は、区派遣職員や総務情報担当に伝達することなどを、巡回広報や街の掲示板などでPRしておくことが必要です。

(3) 地域巡回活動

ここでは、災害協力隊を中心とする在宅被災者や被災地域に対する巡回活動の必要性と内容について示しています。

1) 広報活動

在宅被災者も、避難所に行けば必要な情報を取得でき、また問い合わせなど情報の伝達ができます（前頁参照）。

しかし、緊急を要する情報、地域の人たち全員に確実に周知してもらいたい情報等は、避難所だけでは周知に限界があるので、積極的に地域へ広報することが望まれます。もちろん、区でも防災行政無線等による活動を実施しますが、災害協力隊としても地域巡回や掲示板によって、広報していくことが望まれます。

2) 防犯・防火のための地域巡回

被災地は、家財道具や商品もそのままの状態でも無人となり、また、夜間ともなれば停電のため真っ暗になります。このような状況では、窃盗や放火などの犯罪が発生することが心配されます。

- ① 災害協力隊として、地域の見回りを実施することが必要です。その際、警察や商店街（組合）、事業所とも連携を図り、巡回班を組織し対応することが望まれます。
- ② 地域の要所に詰め所を設け、交替で監視する体制をとることも考えます。

3) 要配慮者の発見

一人暮らしのお年寄りや体の不自由な方など要配慮者の中には、避難所に行きたくても自力では行けず、仕方なく自宅に留まっている人がいることも考えられます。食事もとれない状態にあった場合などは、長期化すると深刻な事態に陥ってしまいます。このような人たちがいないかどうかを調べるためにも、地域巡回活動が必要です。

- ① 地域（地区や班など）別に巡回班をつくり、担当地域を巡回します。
- ② 班は、災害協力隊を中心に構成しますが、消防・福祉関係者などにも協力を呼びかけ、参加してもらうようにします。
- ③ 訪問したら、生活する上で困っていること（水・食料の確保、部屋の片づけなど）を聞き、できる限り支援します。
- ④ 在宅での生活が難しい場合は、最寄りの避難所や二次（福祉）避難所へ搬送します。
- ⑤ 巡回活動で得た情報は、本部に報告します。



第3章 平常時の活動内容

大地震の被害を少なくするためには、日頃から、大地震に備えた活動をしておくことが大切です。災害協力隊として、地域の状況を点検して把握し、大地震が起きてもあわてず、落ちついて行動できるようにしましょう。



《平常時の防災活動の概要》

ここでは、災害による被害をできるだけ少なくするために、災害協力隊が日頃から行っておきたい防災活動を示します。

活動のテーマ	主な活動内容
防災知識の普及・啓発	家庭内対策（自助）の促進
防災資機材等の整備	①防災資機材の点検・整備 ②備蓄品の購入管理
防災訓練の実施	①計画的な訓練の実施 ②消防・区への申請
現状把握と 防災計画の作成	①地域の現状把握 （防災カルテ・防災マップの作成） ②防災計画の作成・配布
避難行動要支援者対策	個別（支援）計画の作成
避難所運営体制の確立	学校避難所運営協力本部連絡会への参加



1 防災知識の普及・啓発

災害時に災害協力隊が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるには、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、災害協力隊の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

住民に普及するポイントは以下のとおりです。

① 自助が基本であることを理解してもらう。

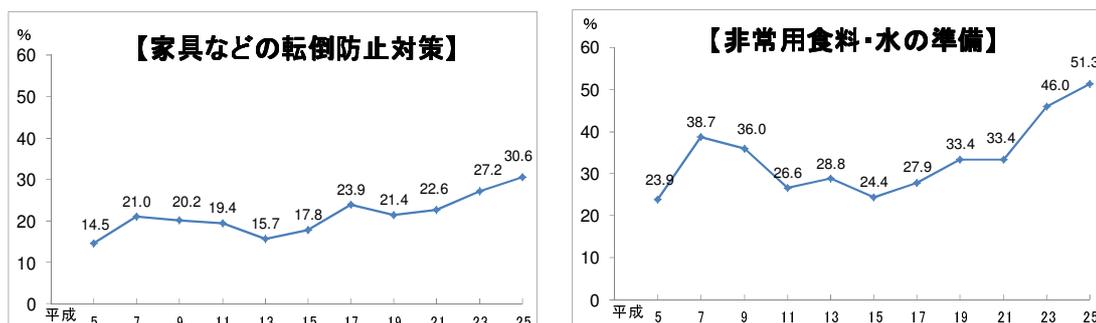
災害協力隊の活動は大変重要ですが、それ以前に、まずは各個人・各家庭での防災対策が不可欠です。自助があってこそその共助です。

[自助の取組（例）]

- ・住宅の耐震化・不燃化
- ・出火防止
- ・家具の転倒落下防止
- ・水・食料などの備蓄、非常持出品の準備
- ・ガラス飛散防止
- ・避難方法や連絡手段の確認



■自助の取組の実施率（平成25年度区政世論調査）



② 災害協力隊の役割と活動内容をPRする。

災害協力隊の存在を知らない住民もいます。災害協力隊、つまりは町会や自治会、管理組合への関心を高めるためにも、チラシや回覧板で積極的に広報しましょう。

③ 継続的に知識の普及活動に努める。

防災意識は時間とともに風化していきます。区や消防等が発信している情報（パンフレット・ホームページ等）を上手く活用してください。

④ 人対人のコミュニケーションを図る。

ただパンフレットを配るだけでは、お互いの顔が見えず、コミュニケーションが十分に図られません。地域でのお祭り等のイベントを活用したり、防災講演会や学習会の開催も検討してみてください。

2 防災資機材等の整備

災害協力隊が災害時の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければなりません。自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から点検と取扱い方法の習熟に努める必要があります。

■班別の主な防災資機材（例）

目的	防災資機材
① 本部・情報伝達用	トランシーバー、ハンドマイク、メガホン、携帯ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、油性ペン、粘着テープ、発電機、投光器、懐中電灯、携帯電話用充電器、テント、ビニールシート 等
② 消火用	バケツ、消火器、可搬式動力ポンプ、スタンドパイプ 等
③ 救助・救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、可搬式ウィンチ、防塵マスク、担架、救急箱、毛布 等
④ 運搬用	リヤカー、台車 等
⑤ 炊き出し用	炊飯器、鍋、調理器具、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、箸、コップ、皿 等

コラム 災害協力隊の備蓄

災害協力隊として、水や食料などをどの程度備蓄しようかお悩みではないでしょうか。正解はありませんが、区が推奨している考え方は、災害協力隊が備蓄したほうがいいのは、家庭では購入できない高価なものや大型な資機材であり、生活物資でいえば予備分や災害協力隊の隊員分、というものです。個人が日頃から災害協力隊に頼ってばかりいては、いざというときに災害協力隊にかかる負担が大きく、組織的な対応がしにくくなります。災害協力隊として備蓄すべきものと個人で備蓄すべきものをしっかり線引きし、住民に自助の備えを啓発することが大切です。

3 防災訓練の実施

防災に関する知識だけでは、いざというときに行動に移せません。日頃から地域の特性にあった訓練をしておくことが重要です。

(1) 計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練を実施するには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作ることが有効です。

(2) 消防・区への申請

- ① 消防署に訓練指導を依頼する場合は、お早めに消防署に申し込みをしてください。
- ② 消防署に指導を依頼するしないにかかわらず、訓練の2週間前までに区役所（防災課）に防災訓練通知書を提出してください。
- ③ 道路や公園、学校を使用する場合は、それぞれの管理者に申請が必要です。

【地震体験車（起震車）の申込み】

区では地震体験車を1台保有しています。東京消防庁でも2台保有していますが、都内全域に対応している車両になっています。

防災訓練の実施がピークになる秋の土日は、地震体験車が予約しにくくなっていますので、お早めに（年明け～5月の大型連休前ごろ）消防署にお申込みください。

(3) 防火防災訓練災害補償等共済制度

災害協力隊等の団体が行う防災訓練に参加した方が、訓練に起因する事故により障害を受けた場合に備え、区では、財日本消防協会が実施している防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。

補償を受けるためには、防災訓練通知書を事前に区に提出しておく必要があります。

■補償の内容(一人につき上限)

損害賠償死亡一時金	5,000万円
損害賠償傷害一時金	5,000万円
災害補償死亡一時金	700万円
災害補償後遺障害一時金	700万円
入院療養補償 入院日数(90日を限度)一日につき	3,500円
通院療養補償 通院日数(事故発生日から90日以内)一日につき	2,500円
休業補償 休業日数(90日を限度)一日につき	3,000円

負傷事故が発生しましたら、お早めに区防災課にご連絡ください。

(4) 代表的な訓練

1) 初期消火訓練

- ・ バケツリレーによる消火 誰でも参加できる身近な訓練
 - ・ 消火器による消火
 - ・ 可搬ポンプ・スタンドパイプ
- 【 } どちらも危険を伴いますので、必ず
消防関係者の指導の下で行います

※訓練等で消火栓を使用する場合は、事前に消防署にご相談ください。

2) 救出・救助訓練

倒壊家屋等からの救出訓練はかなり専門的な技術が必要ですので、簡単な仕掛けを使って消防関係者や建築技術者などの指導を受けて行うなど基本的な知識と技能の修得に努めるようにします。

3) 応急救護訓練

医療関係者や消防などの専門家に指導していただいて応急措置の方法を学びます。これは災害に限らず、様々な事件事故などの救護にも役立ちますから、是非多くの人に身につけていただきたいと思います。単独で講習会が開催されることも多いので防災組織としても積極的に参加しましょう。

訓練例：自動体外式除細動器（AED）の使用方法、心肺蘇生法、止血の仕方、骨折の応急手当、やけどの応急措置、負傷者の運搬 など

4) 情報収集・伝達訓練

災害時には住民は恐怖と不安の中で様々な情報を求め、本部は各地域の情報を求めるというお互いに求め合う2種類の情報が必要になります。不確かな情報やデマで住民が混乱しないように正確かつ迅速に情報をつかみ、伝えることが大切です。

伝言ゲームの要領で、情報班員は個別の情報を本部へ（そこから区対策本部へ）、次にはその反対に本部からの情報を情報班経由で住民へと伝えます。一見簡単な訓練ですが、どうすれば早く正確に伝わるか考えて行います。その際、大量の情報を住民や関係者が正しく共有できるように、ホワイトボードなどに書き込んだり、情報ペーパーを張り出すなどの工夫をしてみましょう。

また、トランシーバーを持っている場合には機器の点検と関係者の使用訓練を行います。

5) 避難訓練

この訓練は、突然発災した場合と避難勧告等が出された場合では違いますし、時間帯や季節によっても異なってきますので、誘導員はそれらを考慮に入れた訓練を実施します。

誘導員は、住民全員が避難場所を認識しているか、避難ルート上に危険なもの（箇所）はないかなどを確認しながら避難誘導することに心掛け、避難を完了した人、まだできていない人をリストで確認します。

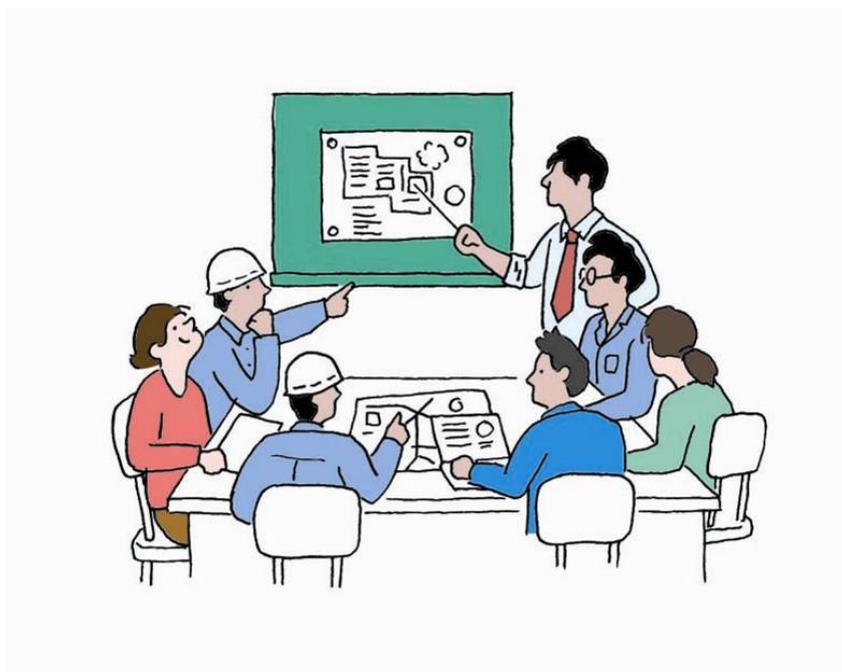
この訓練の大きな柱の一つとして、避難行動要支援者も参加した訓練を実施しましょう。

6) 給食・給水訓練

いわゆる炊き出しですが、時にはガスや電気が使えない場合も想定して実践してみましよう。子供たちでも参加でき、楽しくできる訓練です。できた給食を囲んで、訓練に参加した人たちが各種訓練の総括を行う意見交換の場にもなります。

7) 災害図上訓練 (DIG)

最近、各地・各機関で盛んに行われるようになった文字どおり地図を使った机上の訓練で、主に頭（想像力）を使います。この訓練は、災害時には何が必要になるのか、どのような判断と行動が求められるのか、平常時には何を準備しておく必要があるのかといった「気づき」（発見）のための訓練です。



4 現状把握と防災計画の作成

このマニュアルを活用して、各災害協力隊で「防災計画」を作成しましょう。

(1) 災害協力隊防災計画の内容

災害協力隊防災計画は、概ね4つの項目で構成します。

P. 45～「防災計画作成モデル」を参考にしてください。

1) 組織体制

災害が発生したときの基本的な組織体制を掲載します。

2) 発災時の活動計画

発災～2、3日後の応急活動期の災害協力隊の活動体制と活動内容を記載します。

3) 平常時の活動計画

減災のために、家庭の防災対策、地域の防災活動、避難行動要支援者対策などについて記載します。

4) 地域の現状把握

地域の現状として「防災カルテ」を作成し、必要な範囲で記載します。

(2) 防災計画作成（改正）手順例

1) 「計画」作成方針の検討

計画の作成は、役員会や、役員を中心に防災に関心のある住民を募り専門組織を設置するなど、地域の状況に応じた体制で進めてください。

計画の内容については、地域によらず共通に活用できる部分は、このマニュアルからその部分を抜粋してそのまま使ってください。各地域に固有な内容（例えば、組織体制、具体的な活動手順等）については、役員会などで内容を検討してください。

2) 地域の現状把握（防災カルテの作成）

活動計画を立てるには、地域の現状を正確に把握していなければなりません。地域独自の「防災カルテ」をつくりましょう。

また、いざというときに使いやすいよう、防災カルテの情報にもとづいて、地域の「防災マップ」を作成しましょう。

ただし、要配慮者や避難行動要支援者等のプライバシーに関わる情報は、一般には公開できません。このため、防災計画には、「一般配布用」と「協力隊本部用」の2種類が必要になります。なお、「協力隊本部用」には、より具体的な情報を書き込みましょう。

3) 発災時の活動計画の検討

大地震が発生した時の災害協力隊としての活動内容を検討します。既に計画を作成している災害協力隊は、発災時の体制や活動を見直してください。

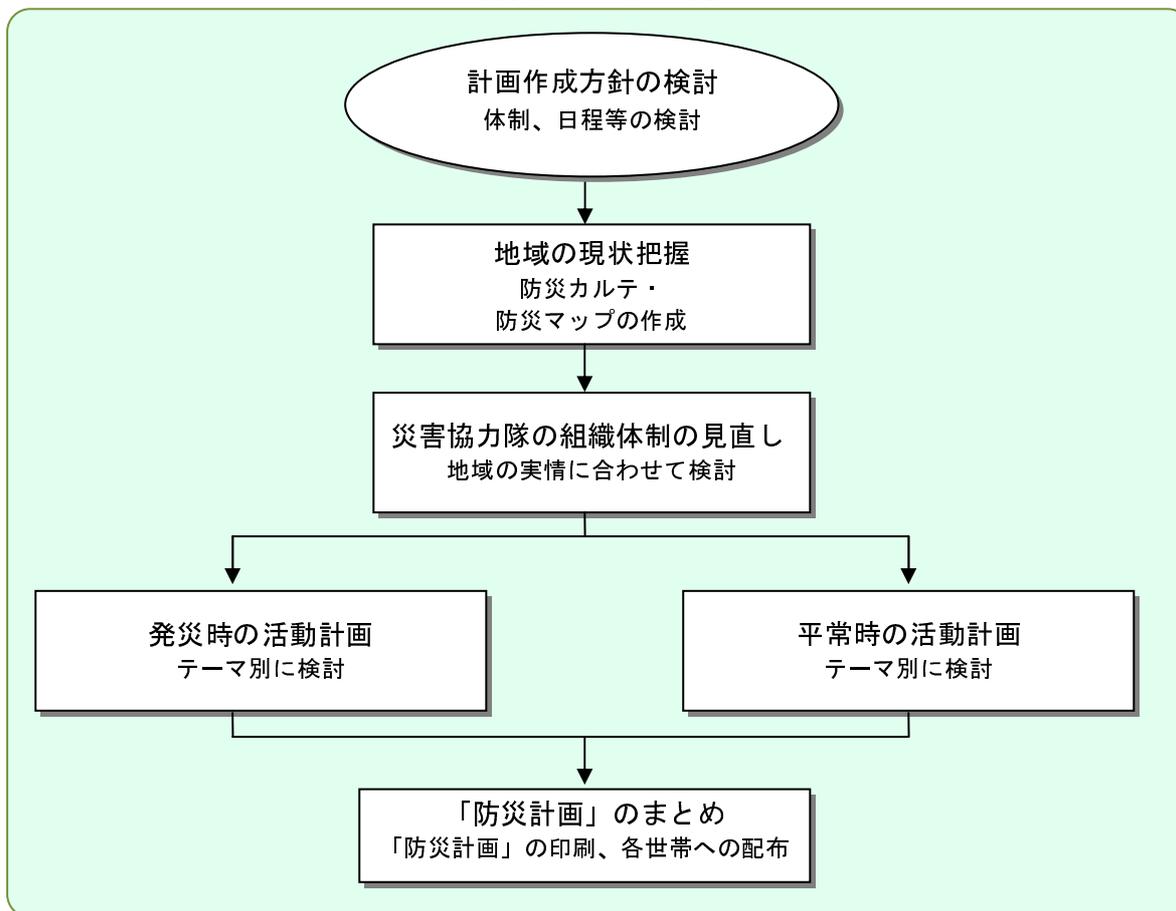
4) 平常時の活動計画の検討

大地震時の被害をできるだけ少なくするために、災害協力隊として事前に行っておきたい対策を検討します。既に計画を作成している災害協力隊は、これまでの実践から必要な活動内容を見直すとともに、要配慮者（特に避難行動要支援者）の内容を加えてください。

5) 「防災計画」の作成

活動計画の検討が終わったら全体会議を開き、検討結果を「防災計画」としてまとめます。なお、「防災計画」の作成に当たっては、説明会を開いたり、趣旨や作成経緯を記した回覧板を回すなど、作成過程や計画内容の周知を図りましょう。

■防災計画作成の流れ



5 避難行動要支援者対策

区では、災害時の避難に支援が必要な方々を、災害対策基本法に倣い「避難行動要支援者」とし、実効性のある避難支援の取組「江東区避難行動支援プラン」を進めています。

平常時

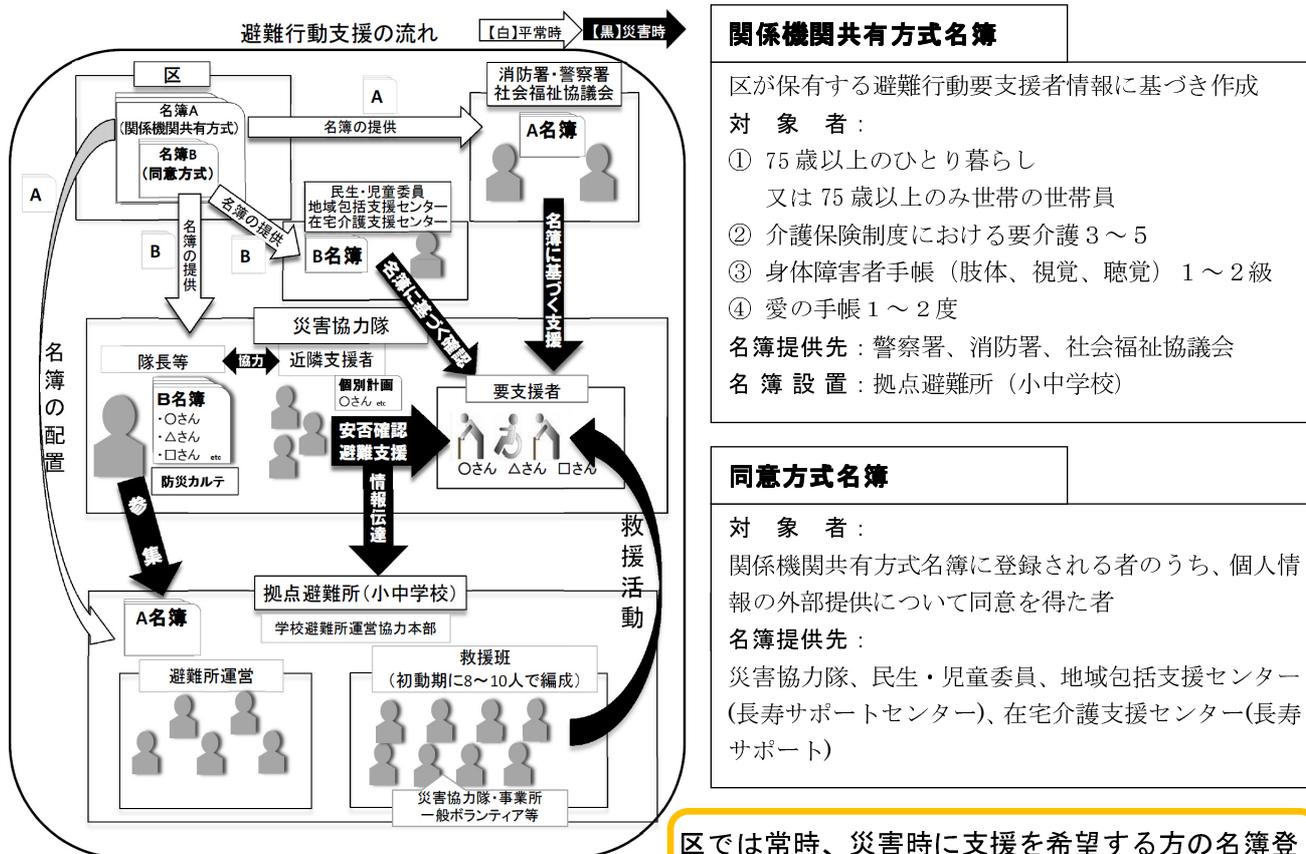
- ① 区が避難行動要支援者名簿を作成し、その名簿を防災・福祉関係機関や災害協力隊に提供するほか、拠点避難所に設置します。
- ② 個人情報等の外部提供に同意した要支援者に対して、災害協力隊が中心となって訪問等調査を実施し、要支援者一人ひとりの避難支援計画（※個別計画）を作成します。

※個別計画：避難行動要支援者一人ひとりに対する災害時の避難支援者や避難方法などを示した避難支援計画のこと

災害時

避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難支援者による安否確認や避難支援、情報伝達、避難所救援班（災害協力隊や救援ボランティア等）による応急救援活動につなげます。

■ 避難行動支援の流れ



◎名簿の保管や使用に当たっては、個人情報の漏えいがないよう細心の注意が必要です。

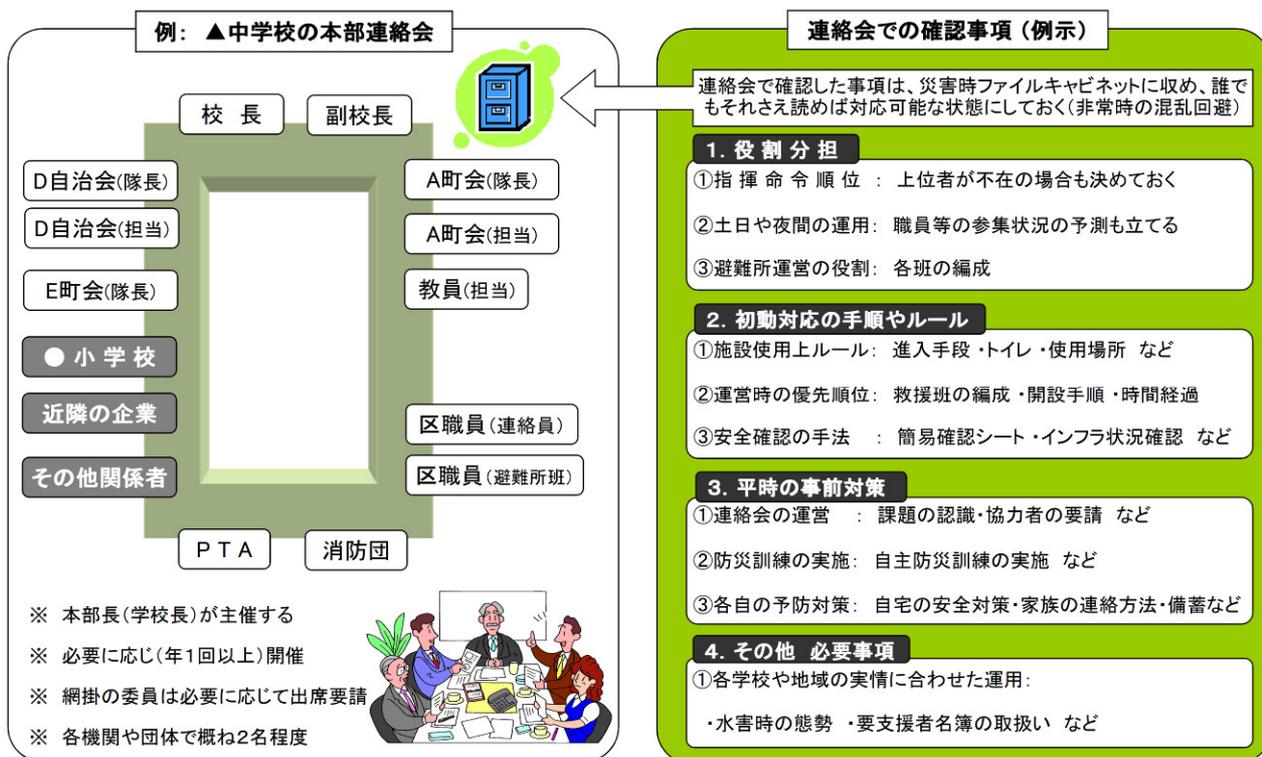
6 避難所運営体制の確立

区、学校、地域などの災害時の連携体制を充実するために、平常時から、学校避難所での役割分担を明確にして円滑な運営等を目指す「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催します。

【確認事項】

- 1 各災害協力隊が指定している避難所・一時集合場所
- 2 施設内及び施設近隣の防災設備(情報通信設備、各種倉庫、給水所、街頭消火器等)の設置場所や使用方法
- 3 防災関係機関の緊急連絡先
- 4 発災時の役割分担
(避難所運営本部の大まかな態勢、休日・夜間時における施設開放の手順等)
- 5 施設が避難所となった場合のシミュレーション
(共用スペースなどの設置・利用方法、避難所運営本部の運営方法等)
- 6 地域内で生活している避難行動要支援者への対応方法
(職員の応援要員による避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救出等)
- 7 施設や地域で実施する防災(避難)訓練での連携のあり方
- 8 その他必要な事項

■学校避難所運営本部連絡会の設置イメージ



参考:災害協力隊防災計画作成モデル

*この防災計画は、作成の一例です。実情に合わせて作成してください。

隊名

災害協力隊 防災計画

平成 年 月

はじめに

1 「災害協力隊」とは

大規模災害が発生した場合、区役所や警察・消防などの防災機関だけでは、効果的で十分な応急活動はできません。

被害を最小限に留めるためには、住民一人ひとりが互いに助け合って活動することが最も大切です。「災害協力隊」とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づいて、地域住民が力を合わせ、区などの防災機関と協力しながら地域の安全を図ることを目的とした自主防災組織です。

2 「防災計画」について

この計画は、_____災害協力隊の災害時及び平常時の防災活動において必要な事項を定めたものです。目的は、大規模な災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することにあります。

目次

第1章 組織体制

- 1 基本的な組織体制
- 2 避難所運営時の組織体制

第2章 発災時の活動計画

- 1 拠点避難所への参集（本部の設置）
- 2 情報収集と伝達（情報班）
- 3 救出救護活動（救出救護班）
- 4 初期消火活動（防火班（消火隊））
- 5 大規模火災からの避難（避難誘導班）
- 6 避難行動要支援者の避難支援（避難支援者）

第3章 平常時の防災対策

- 1 防災知識の普及・啓発
- 2 防災資機材等の整備
- 3 防災訓練の実施
- 4 地域の現状把握
- 5 避難行動要支援者対策
- 6 避難所運営体制の確立
- 7 防災計画の見直し
- 8 年間活動計画

第4章 地域の現状把握（防災カルテ）

- 1 地域危険度（ハザードマップの確認）
- 2 避難場所等
- 3 防災資機材等の備蓄状況
- 4 他団体との協力体制
- 5 危険箇所
- 6 防災設備
- 7 要支援者
- 8 人材
- 9 防災マップ

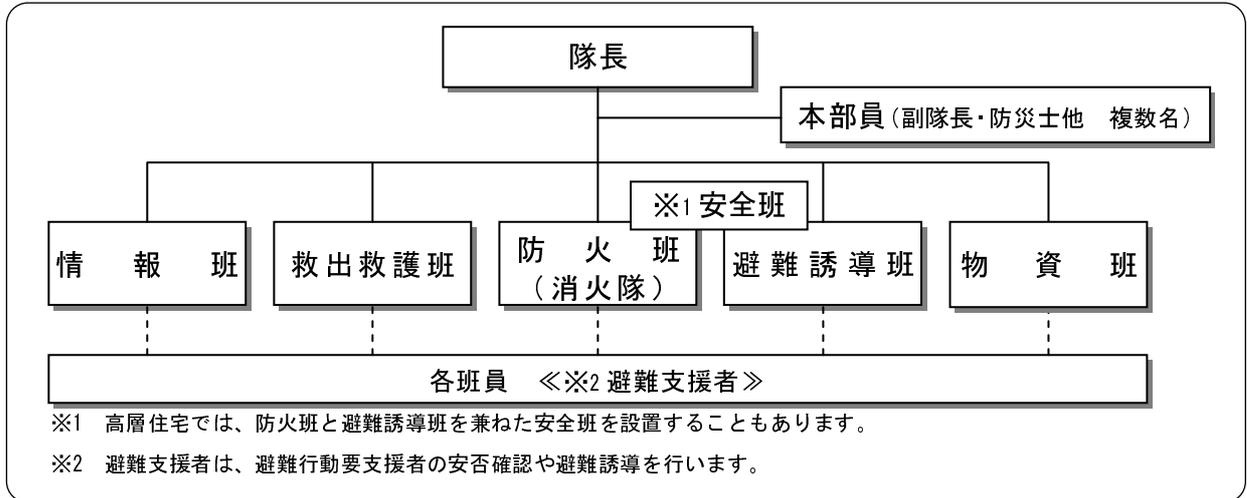
第1章 組織体制

1 基本的な組織体制

(1) 組織の編成

災害協力隊の組織編成は、下図のとおりである。

* 災害が発生したときには、全ての班員は各班長に協力し、状況に合わせて臨機応変に、情報班、救出救護班、防火班、避難誘導班、物資班を形成することとする。



(2) 組織の役割

必要な役割	平常時の活動	災害時の活動 (主に拠点避難所を活動拠点とする)
本部	①組織の編成 ②防災計画の作成・更新 ③各班の運営指導 ④防災活動の企画・運営 ⑤区や防災関係機関との連絡調整 ⑥災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）の把握	①拠点避難所への参集（本部の設置） ②被害状況の全体把握 ③各班の調整・指示 ④区や関係機関との連絡調整
情報班	①防災知識の普及・啓発 ②情報収集・伝達訓練の実施	①被害状況の把握 ②住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	①防災資機材等の整備・点検 ②救出・救護訓練の実施	①負傷者の救出・救護 ②救護所設置の協力
防火班 (消火隊)	①家庭への安全対策の指導 ②消火訓練の実施	①初期消火 ②出火防止
(安全班) 避難誘導班	①避難経路の点検 ②避難訓練の実施	①避難経路の安全確認 ②避難誘導 ③避難場所等での誘導・整理
物資班	①水・食料等の備蓄・管理 ②炊出し訓練の実施	①物資の調達・配給 ②炊出し
<<避難支援者>>	避難行動要支援者への声掛け	避難行動要支援者の安否確認、避難支援

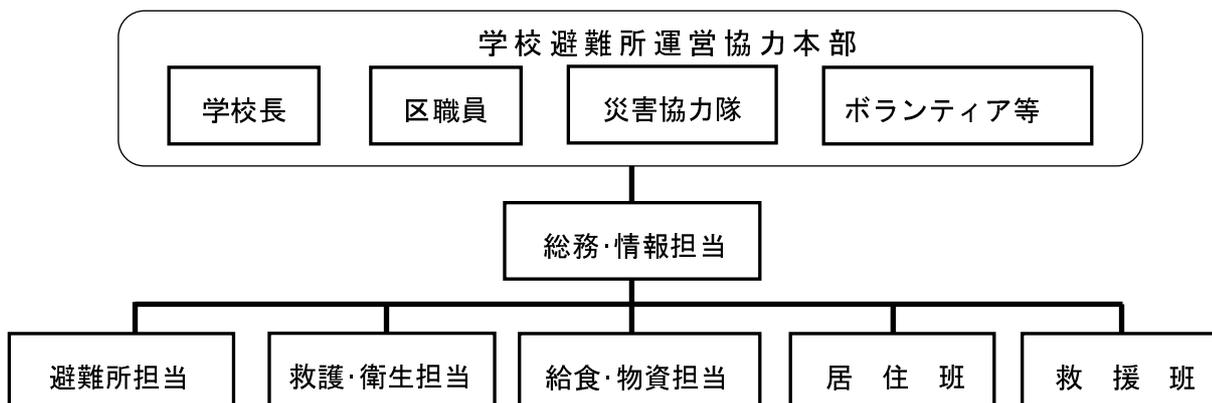
2 避難所運営時の組織体制

(1) 必要な役割

災害時、避難所が開設された場合、各避難所において必要な役割は下表のとおりである。なお、避難所の運営については、学校または施設、区、同じ避難所に割り当てられている他の災害協力隊、ボランティア等と協力して行う。

必要な役割	活動内容	災害協力隊の関わり方(例)
総務・情報担当	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部会議の開催 避難所の状況、避難者情報の把握 区との連絡調整 避難者名簿の作成と管理 外部からの問い合わせ、面接等の受付 ボランティアの受入れ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">隊長・本部員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">情報班</div>
避難所担当	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導・整理、部屋割り調整 施設内共有空間の清掃と整理 立入禁止区域、施設の設定と提示 避難所生活の基本ルールを作成 防火・防犯等の見回り 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">防火班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">避難誘導班</div>
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所の設置と活動支援 負傷者の搬送と救護 避難所内の高齢者等災害時要配慮者の発見 トイレ・ゴミ集積所の確保・設置、衛生管理 ペットの管理と指導 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">救出救護班</div>
給食・物資担当	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、生活水の確保及び配給 備蓄物資の配給及び管理 救援物資の受入、整理、分類及び管理 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">物資班</div>
居住班	<ul style="list-style-type: none"> 居住者情報(人数・名簿内容)の把握 各居室の管理(防火・防犯、整理及び整頓等) 居住者の要望のとりまとめ、居住者への情報伝達 物資の配給 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">避難者から選出</div>
救援班	近隣住民等の応急救援活動支援 (発災から概ね 72 時間程度の初期対応時)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">防火班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">避難誘導班</div>

■学校避難所運営協力本部の組織図



第2章 発災時の活動計画

1 拠点避難所への参集（本部の設置）

- (1) 区内に次の事象が発生した場合、隊長、本部員、各班長は_____に自主的に集まり、災害協力隊本部（以下「本部」）を設置し情報収集を行う。

例 震度5強以上の地震が発生した場合。
大雨・洪水・高潮警報が発表された場合。

- (2) 本部に参集する隊員は、その途中で地域を観察し被害状況を把握する。被害を発見した場合は、本部にて、地図及び被害集計表に被害箇所やその内容を書き込む。
- (3) 隊長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- (4) 班長・副班長は、会長の指示により災害対応に当る。

2 情報収集と伝達（情報班）

- (1) テレビ、ラジオや区の防災行政無線等から災害情報を収集する。
- (2) 各班から入手した被害情報や安否情報を整理し記録する。
- (3) 把握した被害情報を本部に伝達する。
- (4) 区や消防・警察等の情報や指示を住民に伝達する。

3 救出救護活動（救出救護班）

- (1) 家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- (2) 区内をパトロールして被害状況を把握する。
- (3) 要救助者を発見した場合や本部から通報を受けた場合は、_____から救助資機材を運搬し、救助活動を行う。
- (4) 負傷者などに関する情報（人数・状態など）を災害協力隊本部に報告する。
- ・本部では、収集した情報をもとに、活動要員や資機材が不足している現場はないかなどを確認し必要に応じて応援要員・資機材等を現場へ派遣する。
 - ・区や防災関係機関への応援要請は、拠点避難所の区派遣職員（災害情報連絡員）に伝達することで行う。

4 初期消火活動（防火班（消火隊））

- (1) 火災を発見しない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- (2) 火災が発生した場合は、出火を周囲に知らせ、消防署及び本部に連絡を入れた後、近隣の居住者と協力して消火活動を行う。
- (3) 消防署や消防団の到着後は、その指示に従う。
- (4) 消火用の資機材は、区から貸与された可搬ポンプやスタンドパイプ、街頭消火器、貯水槽やプール等の水利のほか、近隣の家庭や事業所などに協力を呼びかけて確保する。
- (5) 隊員や地域住民の安全を最優先し、無理のない範囲で活動する。
- ・本部では、収集した情報をもとに、活動要員や資機材が不足している現場はないかなどを確認し、必要に応じて応援要員・資機材等を現場へ派遣する。

- ・本部は、地域の火災発生状況を消防署に通報または伝令によって伝える。それが不可能な場合は拠点避難所の区派遣職員（災害情報連絡員）に伝達する。

5 大規模火災からの避難（避難誘導班）

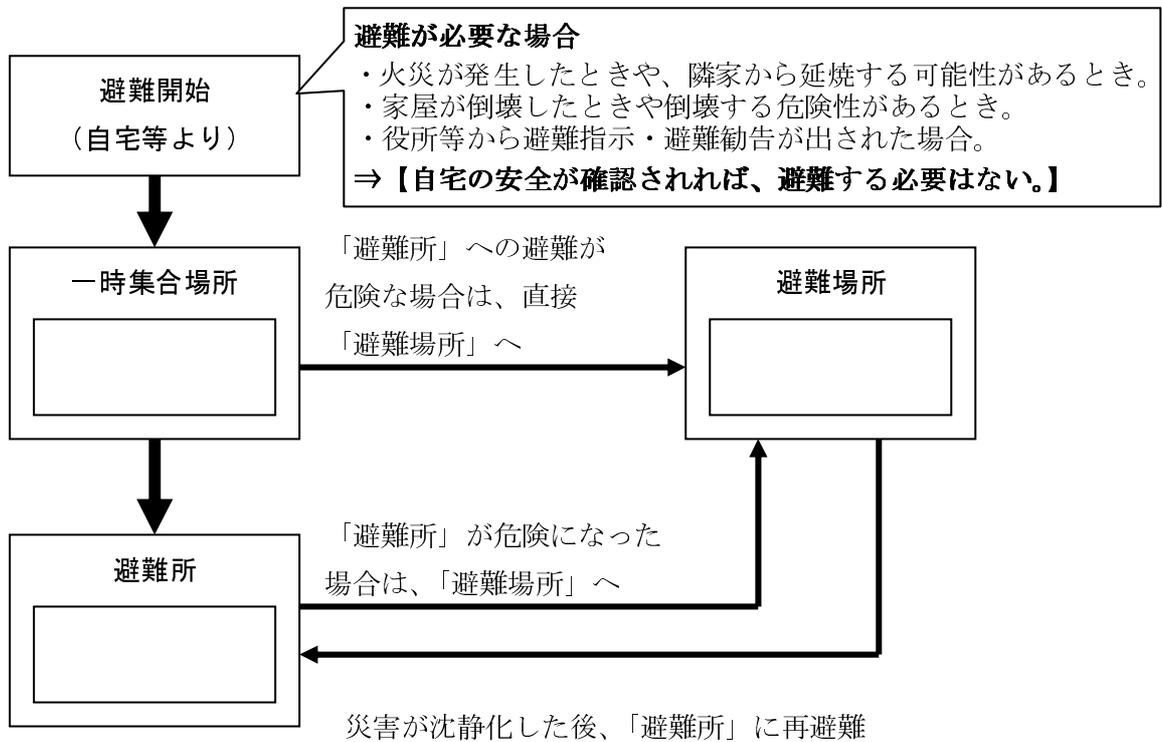
【例1】地区内残留地区外

(1) 避難が必要な場合

地震が発生しても大火等の危険がなければ避難の必要はない。次のような場合は避難を行う。

- ① 区の避難勧告・指示があったとき（防災行政無線等での避難呼びかけなど）。
- ② 本部が各地区からの情報から避難の必要があると判断したとき。
- ③ 明らかに差し迫った危険があるとき（例：大火、ガス漏れなど）

(2) 避難の流れ



(3) 避難の呼びかけ

避難誘導班長は、地域に取り残される人が出ないように呼びかけを行い、集団で避難する。その際、以下のような注意も呼びかける。

- ① あわてないこと、あせらないこと。
- ② 非常持出品を携行し、できるだけ身軽な格好で動きやすいようにすること。
- ③ 電気ブレーカーとガスの元栓の切断を忘れずにすること。

(4) 避難に関する留意事項

① 一時集合場所では

- ・ 家族や近隣どうしで、または避難誘導班長が人員の確認を行い、不明な人がいれば手分けして確認する。
- ・ 避難誘導班長は、目指す避難所（または避難場所）の状況、避難路の安全性等について先回りして確認し、その後に避難を開始する。

② 一時集合場所からの避難

- ・ 避難誘導班長が先頭に立って隊旗を掲げ、また、ロープを使い各人がつかまって移動する。
- ・ 高齢者、負傷者、身障者、幼児など援護が必要な人たちに対しては、協力して手助けする。必要な場合は、車椅子や担架、リヤカーなどを活用する。
- ・ 避難途上では、避難誘導班長は、常に避難者とともに周囲の危険箇所に目を配りながら誘導する。また、避難者に防災頭巾や座布団で頭を保護するように呼びかける。

③ 避難所に着いたら

- ・ 避難誘導班長は、避難者がばらばらにならないように留意し、出発時の人員が揃っているかを確認する。建物の安全が確認されるまで建物内に入らないよう、避難者を待機させる。
- ・ 避難誘導班長は、避難者の人数を伝令によって本部に報告する（区の災害情報連絡員がいれば併せて報告する。）。
- ・ 本部は、被害集計表等に情報をとりまとめる。

④ 避難所が大火などで危なくなったら（「避難所」が「避難場所」または「残留地区」内にある場合を除く）

- ・ 避難誘導班長は、区の災害情報連絡員や学校災害対策本部に問合せ、避難所の危険性の確認を行うとともに、避難者に避難の必要性を知らせる。
- ・ 避難者の人数確認等を行った後、避難場所へ誘導する。

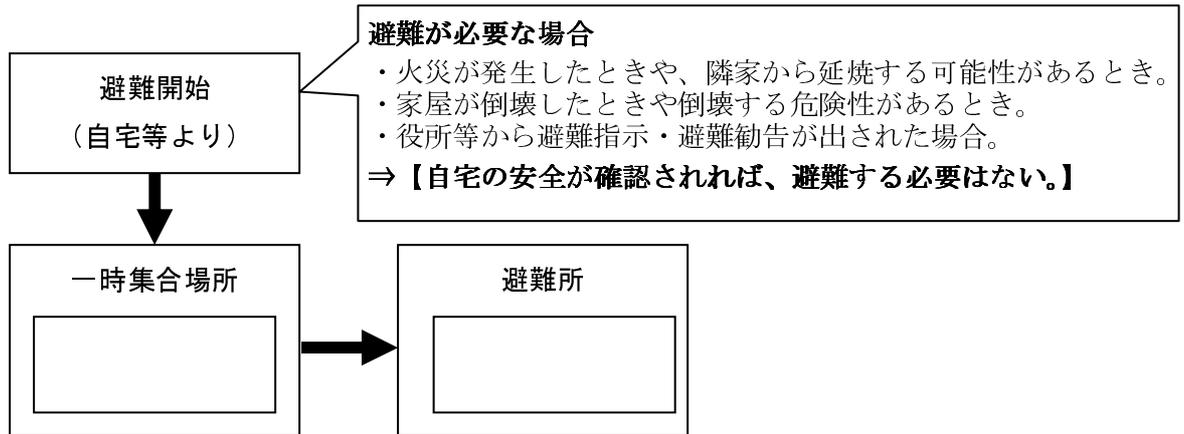
【例 2】 地区内残留地区内

(1) 避難の呼びかけ

_____災害協力隊は、都が指定している避難場所内（または地区内残留地区）に所在しているので、大地震時でも避難の必要は特にならない。ただし、一時集合場所や避難所へ避難する場合は、下記の点に注意する。

- ① 避難誘導班長は、室内に取り残されている人がいないか、混乱せず避難ができるかなどに特に注意して、人員の確認と誘導を行う。
- ② 閉じ込められている人がいれば、救出救護班長が中心となり、近隣の居住者の協力を得て、バール等でドアをこじ開けるなどの対応を行う。その際、以下のような注意も呼びかける。
- ③ あわてないこと、あせらないこと。
- ④ 非常持出品を携行し、できるだけ身軽な格好で動きやすいようにすること。
- ⑤ 電気ブレーカーとガスの元栓の切断を忘れずに行うこと。

(2) 避難の流れ



(3) 避難に関する留意事項

① 一時集合場所では

- ・家族や近隣どうしで、または避難誘導班長が人員の確認を行い、不明な人がいれば手分けして確認する。
- ・避難誘導班長は、目指す避難所（または避難場所）の状況、避難路の安全性等について先回りして確認し、その後に避難を開始する。

② 一時集合場所からの避難

- ・避難誘導班長が先頭に立って隊旗を掲げ、また、ロープを使い各人がつかまって移動する。
- ・高齢者、負傷者、身障者、幼児など援護が必要な人たちに対しては、協力して手助けする。必要な場合は、車椅子や担架、リヤカーなどを活用する。
- ・避難途上では、避難誘導班長は、常に避難者とともに周囲の危険箇所に目を配りながら誘導する。また、避難者に防災頭巾や座布団で頭を保護するように呼びかける。

③ 避難所に着いたら

- ・避難誘導班長は、避難者がばらばらにならないように留意し、出発時の人員が揃っているかを確認する。建物の安全が確認されるまで建物内に入らないよう、避難者を待機させる。
- ・避難誘導班長は、避難者の人数を伝令によって本部に報告する（区の災害情報連絡員がいれば併せて報告する。）。
- ・本部は、被害集計表等に情報をとりまとめる。

6 避難行動要支援者の避難支援（避難支援者）

- (1) 避難行動要支援者の避難支援者は、自身及び家族の安全を確保した後、直接担当する要支援者の安否確認を行なう。
- (2) 可能な限り本部に安否確認開始の連絡をいれ、終了後は結果報告を行なう。
- (3) 安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び災害対策本部に対して消火または救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- (4) 避難者は安全なところへ待機させておき、安否確認の終了後、揃って避難所へ移動させる。

【被害集計表】

被害集計表		記録： 月 日 時 分	
建物	㊦	全壊 棟	備考（情報源、特に大きな被害、現在の対応状況等）
		半壊 棟	
	㊧	一部損壊 棟	
火災	㊨	出火件数 件	備考（情報源、特に大きな被害、現在の対応状況等）
	㊩	延焼中 件	
	㊪	全焼 棟	
		半焼 棟	
人的	㊫	死者 人	備考（情報源、現在の対応状況等）
	㊬	行方不明 人	
	㊭	生き埋め 人	
	㊮	閉じ込め 人	
	㊯	重傷者 人	
	㊰	軽症者 人	
避難者	㊱	避難者（避難所） 人	備考（情報源、現在の対応状況等）
		避難者（避難場所） 人	備考（情報源、現在の対応状況等）
その他			

*㊦㊧㊨等は、地図に記入する記号を示す。

【地図（被害箇所記入用）】

第3章 平常時の防災対策

1 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 災害協力隊及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識と初動対応に関すること。
- ③ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会の開催
- ③ パネル等の展示

2 防災資機材等の整備

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

3 防災訓練の実施

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難・誘導訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他防災に関する訓練

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

風水害を想定した訓練は出水期前（4月～5月）に、地震を想定した訓練は防災月間（9月）に実施する。

4 地域の現状把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 災害時要配慮者（主に災害時要援護者）及び人材

(2) 把握の方法

- ① 江東区地域防災計画、防災マップ等の発行物
- ② 隊員による実踏調査
- ③ アンケート

5 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の個別（支援）計画の作成

避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、要支援者についてあらかじめ個別（支援）計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、避難支援者を中心とした見守り活動を行う。

6 避難所運営体制の確立

拠点避難所で開催される学校避難所運営協力本部連絡会に参加し、避難所での初動対応の手順やルール、役割分担の確認と、学校や周辺の災害協力隊との連携に努める。

7 防災計画の見直し

本計画は、定期的（5年に一度を目安）に、内容を見直すこととする。

8 年間活動計画

活 動 内 容	関係者、関係団体	予定日時等
例 防災訓練	〇〇町会合同	10月

第4章 地域の現状把握（防災カルテ）

1 地域危険度（ハザードマップの確認）

（1）地震（江東区防災マップより）

建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
ランク	ランク	ランク

* 東京都による地震に関する地域危険度予測調査結果（ランク1～5）

（2）水害

①津波

H24 東京都被害想定（元禄型関東地震 M8.2）より 江東区 最大津波高 T.P（海拔）2.55m 最大波到達時間 144分
--

②集中豪雨（江東区大雨浸水ハザードマップより）

【想定】時間最大雨量 114mm、総雨量 589mm（平成12年9月東海豪雨） 浸水深 〇m～〇m
--

③荒川はん濫の場合（江東区洪水ハザードマップより）

【想定】時間最大雨量 114mm、総雨量 589mm（平成12年9月東海豪雨） 浸水深 〇m～〇m
--

（3）液状化

液状化の発生は、（しやすい、少ない、ほとんどしない） （東京都土木技術支援・人材育成センター発行 東京の液状化予測図より）
--

2 避難場所等

（1）地震の場合

	場所・施設名	関連する他の協力隊
一時集合場所		
拠点避難所		
（広域）避難場所		

（2）水害の場合

施設名称	所在地

4 他団体との協力体制

	名 称	所 在 地
事業所		
地域団体		

* 協力協定の締結先など

5 危険箇所

【倒壊・落下危険物】

種 別	所 在 地	備 考

* 調査対象：下記の2種類

- ① ブロック塀等（ブロック塀・石塀・コンクリート塀で道路に面しているもの）
- ② 看板等（看板・植木鉢・エアコンの室外機・未固定の自動販売機等で道路に面しているもの）

* データの利用：発災時に近づかないように配慮するとともに、けが人の有無の確認及び避難路の選定等に役立てる。また、調査段階で所有者に改善を呼びかけ、発災時の被害軽減を図る。

【危険物取扱施設等】

施 設 名	種 別	所 在 地	備 考
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		

* 調査対象：「危険物施設（危）」「高圧ガス施設（ガ）」「毒物劇物保管施設（毒）」の3種類。

* 施設の前にある表示に従う。施設そのものが危険というわけではないが、施設の周囲が火災になった場合などには、施設に近づかないよう住民に呼びかける必要がある。

6 防災設備

【街頭消火器】

所在地	型・規格	備考

* 調査対象：街頭消火器（区設置、町会・自治会設置等を含む）。

* 記入要領：型・規格欄には、型（強化液・粉末等）、規格（薬剤量ℓ・kg）を記入。

【街頭スタンドパイプ】（H25以降区が設置していく）

所在地	型・規格	備考

【水利】

種類	所在地	容積	備考

* 調査対象：消防用貯水槽（消火栓は含まない）、プール、池、井戸等の水利。

* 記入要領：種類欄には、消防用貯水槽、プール、池、井戸、その他の別を記入（消防用貯水槽については、防災課にデータがある）。種類が池あるいは、井戸の場合は、容積欄への記入は不要。

7 要支援者

氏名	年齢	性別	住所
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り () その他 ()			
備考 (緊急連絡先一家族などー・通院先等)			
氏名	年齢	性別	住所
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り () その他 ()			
備考 (緊急連絡先一家族などー・通院先等)			
氏名	年齢	性別	住所
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り () その他 ()			
備考 (緊急連絡先一家族などー・通院先等)			
氏名	年齢	性別	住所
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り () その他 ()			
備考 (緊急連絡先一家族などー・通院先等)			

調査にあたっては、個人のプライバシーに充分配慮してください。趣旨を説明のうえ、本人（または家族）に申し出てもらうようにしましょう。また、調査結果は、本人（または家族）の了解の上で、必要最低限の協力隊員や近隣住民にのみ公表し、むやみに口外しないよう、細心の注意をはらう必要があります。

8 人材

氏名	住所	電話	内容	備考

* 調査対象：災害時に役立つ資格や技能を持った人。

(例)

- ① 医療・介護経験者（医師・看護師・保健師・理学療法士・介護福祉士・ホームヘルパーなどの有資格者・経験者）
- ② 消防経験者（消防士・消防団員等の経験者）
- ③ 通訳ボランティア（手話や外国語等ができる人）
- ④ 土木技術ボランティア（大工、特殊車両の免許保有者など）
- ⑤ 電気関係ボランティア（電気関係の有資格者や詳しい人）

9 防災マップ

<p>※ 防災マップには、一時集合場所・避難所・避難場所を含めて作成願います。</p>

参考:災害協力隊規約(例)

*この規約は作成の一例です。実情に合わせて作成してください。

〇〇災害協力隊規約

(名称)

第1条 この組織は、_____災害協力隊と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本隊の活動拠点は次のとおりとする。

- (1) 平常時は_____とする。
- (2) 災害時は_____とする。

(目的)

第3条 組織は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災資機材等の計画的整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 災害予防及び減災に関すること
- (5) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策
- (6) その他目的達成のために必要な事項

(隊員)

第5条 組織は、_____町会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 隊長は、町会長をあてる。
- (2) 副隊長は、副会長をあてる。
- (3) 防災リーダーは防災士からあてる。
- (4) 会計は、〇〇〇〇をあてる
- (5) 会計監査役は、〇〇〇〇をあてる。
- (6) 各班の班長及び副班長は、隊長が指名する者をあてる。

2 各班の班長及び副班長は、次に掲げる者の内から隊長が指名する。

- (1) 地区部長
- (2) 総務部員
- (3) 防火・防災部員
- (4) 防犯部員
- (5) 交通部員
- (6) 厚生部員
- (7) 文化部員
- (8) 青少年部員
- (9) 女性部員
- (10) 子供会役員
- (11) 特に隊長が指名する者

3 役員の任期は○年とする。ただし再任することができる。

(班と編成)

第7条 組織には次の班を置き、その班員は隊長と各班長・副班長が協議し指名する。

- (1) 情報班
- (2) 救出救護班
- (3) 防火班
- (4) 避難誘導班
- (5) 物資班
- (6) その他特に隊長が必要とする班

* 必要に応じ班員数も記載する。

(役員の仕事)

第8条 隊長は組織を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のある時は、その職を代行する。
- 3 防災リーダーは、地震等の発生時に隊長、副隊長を補佐し組織の運営にあたり、平常時には防災計画に基づく訓練を企画、立案及び実施し防災・減災意識の高揚を図る。
- 4 会計は、組織の会計の運営にあたる。
- 5 会計監査は、組織の会計を監査する。
- 6 班長は、各班の長として、班を総括し運営にあたる。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時は、その職を代行する。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、年1回、町会総会と同時に開催する。

- 2 総会は、全会員をもって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画に関する事。
 - (3) 事業計画(訓練、資機材購入等)に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他隊長が特に必要と認めた事。
- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。
- 4 役員会は、隊長が招集し必要な事項を協議する。

(防災計画)

第10条 組織は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第11条 組織の運営に関する経費は、町会の会費その他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

 | 江東区 災害協力隊活動マニュアル

平成 26 年 1 月 印刷物規格表第 1 類
印刷番号 (25) 70 号

発 行 江東区総務部危機管理室防災課
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
電話 03-3647-9111 (大代表)

編集印刷 株式会社 地域計画研究所
〒164-0011 中野区中央 2-59-11
電話 03-3366-3225